

総務警察委員会記録

開催日時 令和元年6月28日(金) 13:04~16:38

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

乾 浩之 委員長
山本 進章 副委員長
亀甲 義明 委員
松本 宗弘 委員
清水 勉 委員
中野 雅史 委員
萩田 義雄 委員
山村 幸穂 委員
猪奥 美里 委員

欠席委員 なし

出席理事者 末光 総務部長
杉中 危機管理監
山下 地域振興部長
前阪 南部東部振興監
折原 観光局長
遠藤 警察本部長
雨宮 警務部長
森本 生活安全部長
宮本 刑事部長
桑原 交通部長
片桐 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

《令和元年度議案》

議第39号 令和元年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

(総務警察委員会所管分)

議第 4 4 号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第 4 5 号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第 4 6 号 奈良県税条例等の一部を改正する条例

議第 4 9 号 無線機の取得について

報第 1 号 平成 3 0 年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成 3 0 年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(総務警察委員会所管分)

報第 4 号 一般財団法人奈良県ビクターズビューローの経営状況の報告について

報第 1 5 号 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告について

報第 1 9 号 地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

奈良県税条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例

報第 2 0 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び職員自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会所管分)

《平成 3 0 年度議案》

報第 3 5 号 地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定による専決処分の報告につ

いて

平成30年度奈良県一般会計補正予算（第6号）

（2）その他

<会議の経過>

○乾委員長 ただいまから、総務警察委員会を開会します。

本日、当委員会に対し、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め、20名を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、総務部長、危機管理監、地域振興部長、観光局長、警察本部長の順に説明をお願いします。

なお、理事者の皆様方におかれましては、着席にてご説明、ご報告をお願いします。

○末光総務部長 ただいま委員長からご配慮をいただきましたので、着席にて説明、ご報告をさせていただきます。

私からは、第337回定例県議会提出の議案について、全体の概要及び総務部と議会に関する事項につきましてご説明いたします。

まず、お手元の令和元年度一般会計特別会計補正予算案その他の目次をお開き願います。6月18日に提出いたしました議案は令和元年度議案といたしまして、議第39号から議第43号までの予算が5件、議第44号から議第46号までの条例の改正が3件、議第47号から議第50号までの契約等が4件、議第51号の計画が1件、報第1号から報第20号までの繰越しの報告や公社等の経営状況の報告等、報告が20件、平成30年度議案といたしまして、報第35号の専決処分の報告が1件の合計34件でございます。以上が全体の概要でございます。

以下、危機管理監所管分を除く総務部と議会に関するものについてご説明いたします。

その他については、それぞれの部局長が所管の委員会でご説明いたします。

補正予算及び条例案につきましては、後ほど、別途配付をいたしました資料により内容をご説明いたします。

126ページをお開きください。ここから133ページまでが報第1号、平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。一般会計全体で明許費繰越が69件、239億7,589万円余、事故繰越が2件、2億7,934万円余でございます。総務部に関するものは明許費繰越が1件でございます。

次の、127ページをごらんください。1段目の第2款総務費、第1項総務管理費、県庁舎系施設南部地域再配置整備事業ですが、事業主体である五條市のおくれにより記載のとおり繰り越したものでございます。

続きまして、151ページをお開きください。報第19号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。このうち総務部に関するものは、1段目及び2段目の条例の改正2件でございます。

まず、第1段目の奈良県税条例の一部を改正する条例でございますが、4月1日から施行が必要な地方税法等の改正に伴う所要の改正を3月29日付で専決したものでございます。主な改正内容でございますけれども、4点ございます。1点目が自動車取得税に係るエコカー減税について軽減内容を見直した上で、令和元年9月30日まで6カ月延長すること。2点目として、自動車取得税及び自動車税の既存の特例措置を令和元年9月30日まで6カ月延長すること。3点目といたしまして、不動産取得税の既存の特例措置を2年延長すること。4点目として、有害鳥獣の許可捕獲従事者の狩猟税を2分の1とする特例措置を5年延長することでございます。

次に2段目の、過疎地域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、4月1日から施行が必要な地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填制度に係る省令の改正に伴う事業税等についての税率の特例措置の適用期限を延長するための所要の改正を3月30日付で専決したものでございます。

続きまして、177ページをお開きください。報第20号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。このうち総務部に関するものは、1段目及び2段目の条例改正2件でございます。

まず1段目の、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地

方公務員法の改正に伴い、条文の整備を行うため、所要の改正を5月31日付で専決したものでございます。

次に、2段目の、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例でございますが、学校教育法の改正に伴い、条文の整理を行うため、所要の改正を3月29日付で専決したものでございます。

続きまして、185ページをごらんください。平成30年度議案に係る専決処分の報告でございます。平成30年度一般会計予算において、県債の借入額の確定に伴い、予算との過不足を調整したものであり、県債の予算総額については変更ございません。

続きまして、資料が変わりますけれども、補正予算につきまして別途配付いたしました、令和元年6月定例県議会提出予算案の概要により内容をご説明いたします。

1ページをお開きください。一般会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出それぞれ256億1,700万円余の増額でございます。また、債務負担行為として、追加と変更を合わせて177億6,600万円余を計上しております。今回の補正予算は県政各分野の課題解決のため、新たに取り組む施策等の経費について計上するもので、政策体系別の内訳はごらんのとおりです。

続いて、2ページをごらんください。歳入予算は、特定財源として、急傾斜地崩壊対策事業費負担金などの分担金及び負担金を6,300万円余、防災安全社会資本整備交付金などの国庫支出金を96億3,800万円余、地域医療介護総合確保基金繰入金などの特定目的基金の繰入金を6億5,300万円余、文化財修理等受託事業を収入として諸収入を1億3,800万円、道路整備事業債などの県債を117億9,700万円余計上するとともに、残余の一般財源として地方特例交付金を6億3,400万円余、地方交付税を6億9,100万円余、財政調整基金繰入金を20億円それぞれ計上しております。

この結果、一般会計の総額は5,273億1,500万円余となっております。なお、各補正予算歳入歳出の款項の内訳は、先ほどごらんいただきました議案書に記載しております。

次に、歳出予算について、議会に関するものを1件ご説明いたします。

18ページをお開きください。議員報酬の改定に伴う減額でございます。さきの2月議会で改正されました奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例に基づき、議員報酬を減額するものでございます。

続きまして、条例の説明でございますが、令和元年6月定例県議会提出条例によりまし

て内容をご説明いたします。私からは、総務部所管に係る条例案につきまして2件ご説明いたします。

令和元年6月定例県議会提出条例、こちらの資料の1ページをごらんください。議第44号、職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例でございます。これは地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保するとともに、会計年度任用職員制度を導入するため関係条例を改正するものでございます。

改正案の概要といたしましては、大きく分けて3点ございます。1点目は、会計年度任用職員制度の導入に伴うものとして、第1の会計年度任用職員の休職の期間を定めるための職員の分限に関する条例などの所要の改正を行うもの。

2点目は、特別職及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化に伴うものとして、3ページの第4に記載の、特別職のうち常勤の職員に係る規定を削るための委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例などに所要の改正を行うもの。3点目は、会計年度任用職員の給与等の整備を図るものとして、第5の会計年度任用職員に支給する給与等や、支給方法を定めるための一般職の職員の給与に関する条例などに所要の改正を行うものでございます。施行期日は令和2年4月1日としております。

続きまして、49ページをごらんください。議第46号、奈良県税条例等の一部を改正する条例でございます。これは地方税法等の改正に伴い、奈良県税条例等の改正が必要となったため提案させていただくものでございます。改正案の概要といたしましては、個人県民税関係について、第1、1の(1)に記載の、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親を個人県民税の非課税の対象に追加すること。(3)に記載の、ふるさと納税制度の見直しに伴い、ワンストップ特例の規定整備を行うことなどでございます。

50ページをごらんください。法人事業税関係につきましては、2の特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税の税率を改正するものでございます。

次に、52ページをごらんください。自動車税関係については、3の(2)の、令和元年10月1日から導入の自動車税の環境性能割の税率を見直すとともに、1年間の臨時的軽減を行うもの。

次に、64ページ、(4)でございます。令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車について自動車税の種別割の税率を引き下げるもの。

続いて、72ページの(15)から75ページの(16)の自動車税の種別割のグリーン化特例に係る軽減措置について、令和3年度取得分からの対象を見直した上で4年延長する

ものなどについて所要の改正を行うものでございます。施行期日は一部を除き、令和元年10月1日としております。

以上が今回提出しております議案の概要及び総務部所管に係るものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○杉中危機管理監 それでは、私から、所管の議案についてご説明をいたします。委員長にご配慮をいただきましたので、着席にてご説明をいたします。

令和元年6月定例県議会提出予算案の概要の5ページでございます。新規事業、奈良県大規模広域防災拠点整備構想策定事業でございます。南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、奈良県のみならず、紀伊半島の中心付近に位置する五條市におきまして消防学校を併設し、2,000メートル滑走路を有する大規模広域防災拠点の整備構想を策定するための経費でございます。なお、事業期間の確保のため、7,000万円の債務負担行為をあわせてご提案しております。再掲は19ページにもございます。

続きまして、7ページをお開きください。7ページの上から4段目、奈良県防災行政通信ネットワークシステム改修事業でございます。ことし4月に策定しました奈良県緊急防災大綱の趣旨や、3月に改定されました国の避難勧告等に関するガイドラインを踏まえまして、県民が主体的に避難行動がとれますように、災害情報を発信する際に、従来の避難勧告や避難指示等に5段階の警戒レベルをつけて危険度をわかりやすくお示しすることとしております。それにあわせましてシステムを改修するための経費でございます。

次に、令和元年6月定例県議会提出条例の33ページをごらんください。奈良県手数料条例等の一部を改正する条例でございます。要旨の1の(1)、奈良県手数料条例の一部改正関係のうち、私どもの所管分は、アからウとキからサまでの8項目の免状や試験に関する手数料でございます。いずれも消費税率の8%から10%への引き上げに伴う金額の見直しでございます。施行日は令和元年10月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山下地域振興部長 私からは、6月定例県議会提出議案のうち、地域振興部所管の事業についてご説明申し上げます。委員長にご配慮いただいておりますので、着席にて説明させていただきます。

それでは、令和元年6月定例県議会提出予算案の概要、4ページの2、賑わう「都」をつくる～奈良が有する自然・歴史・文化資源を活用し、観光産業を振興する～、この分野でございます。

次の5ページをお開きください。文化会館・美術館周辺県有施設跡地利用活用事業では奈良県文化会館と県立美術館のリニューアル整備を進めるため、県庁北分庁舎跡地の埋蔵文化財発掘調査を実施いたします。

次は3、愉しむ「都」をつくる～県民が安心して快適に暮らし続けられる奈良をつくる～の分野でございますが、8ページをお願いいたします。新規事業、幼児教育無償化事業のうち地域振興部所管につきましては、私立幼稚園を対象に10月から実施する幼児教育の無償化に係る県負担分でございます。

続きまして、9ページをお願いします。新規事業、水素ステーション設置推進事業では、民間事業者による水素ステーション設置を促進するため、適地となる候補地調査を実施するものでございます。候補地の土地情報等をもとに、県内初の開設に向け、関係団体との調整を進めてまいります。

続きまして、12ページの6、智恵の「都」をつくる～すべての県民が、生涯良く学び続けられ、奈良の歴史文化に親しめる地域をつくる～の分野でございます。

13ページをお願いいたします。文化財保存事業費補助金では、国及び県指定の文化財等について、市町村や所有者等が行う保存修理、史跡地の公有化などに要する経費について補助を行うものでございます。

重要文化財等修理受託事業では、法隆寺東院礼堂ほか、国指定文化財等を所有者から委託を受けて県が直接修理等を行うものでございます。

新規事業、飛鳥池工房遺跡出土品展示事業では、飛鳥池工房遺跡の発掘調査による出土品を万葉文化館において公開するために、必要な展示環境を整備するものでございます。

同じく新規事業、文化クラスター形成事業では、奈良国立博物館を中核として、県内の多様な行事と催しとの連携により、文化クラスターを形成し、本県文化の奥深さを発信するものでございます。

記紀・万葉プロジェクト2020集大成事業では、来年、日本書紀完成1300年を迎えるに当たりまして、年明け1月から1年間を通じて集大成事業を展開するものでございます。

17ページをお願いいたします。9、爽やかな「都」をつくる～奈良が持つ行政資源を総動員し、効率的・効果的な行財政マネジメントを行い、行き届いた行政サービスを届ける～、この分野でございます。もっとよくなる奈良県市町村応援補助金では、消費税率の引き上げに伴い、懸念される消費抑制による地域活力の低下を防ぐため、地域の消費喚起

につながる取り組みを実施する市町村を支援するもので、当初予算計上分に加え、新たに2億円を計上するものです。

次の、奈良モデル推進補助金では、県と市町村の連携・協働の仕組みである奈良モデルを推進するため、複数の市町村等が新たな広域連携に取り組むための調査経費等を支援するものでございます。

18ページをお願いいたします。県有施設耐震化事業でございますが、このうち地域振興部所管につきましては3施設でございます。奈良県文化会館と県立美術館については応急的な耐震補強工事を行います。また、民俗博物館については耐震工事のための設計を行うものでございます。

続いて、投票行動分析を通じた地方政治研究事業は、望ましい地方政治のあり方を研究するため、統一地方選挙及び参議院議員通常選挙が実施される本年度において、有権者の投票行動、投票動機などについて専門家を交えて調査研究を実施するものでございます。

地域振興部所管に係る奈良県一般会計補正予算の事業概要の説明は以上でございます。

続きまして、一般会計予算繰越明許費につきましてご説明をいたします。令和元年度一般会計特別会計補正予算案その他の127ページ、平成30年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、款、地域振興費、項、地域振興調整費に記載の（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業については、建設工事施工ヤードの変更による工法検討等に不測の日時を要したことにより、記載のとおり繰り越したものでございます。

水道施設等耐震化等事業については、事業主体である桜井市ほか、4市町村及び県水道局の工事のおくれ等により、記載のとおり繰り越したものでございます。

項、文化教育費の文化資源整備活用事業については、事業主体である公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会の史跡郡山城跡、史跡地環境整備事業の工事のおくれにより、記載のとおり繰り越したものでございます。

続きまして、131ページ、款、教育費、項、文化財保存費の文化財保存事業補助については、市町村等が行う史跡地の公有化や整備に対する補助金で、事業主体である市町村等の事業のおくれにより、記載のとおり繰り越したものでございます。重要文化財等修理受託事業については、県が受託する聖林寺本堂及び法隆寺律学院本堂の保存修理事業の工法検討に時間を要したことにより、記載のとおり繰り越したものでございます。

項、大学費の県立大学整備事業は、コモンズ棟の建築工事に係る工法検討等に不測の日数を要したことにより、記載のとおり繰り越したものでございます。

地域振興部所管分に係る一般会計予算繰越明許費の説明は以上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○折原観光局長兼県土マネジメント部理事（地域交通担当） 委員長からご配慮をいただいておりますので、着席にてご説明申し上げます。

私からは、観光局所管の6月定例県議会提出議案をご説明させていただきます。

初めに、議第39号、令和元年度奈良県一般会計補正予算案（第1号）についてご説明差し上げます。令和元年6月定例県議会提出予算案の概要をごらんいただければと思います。

こちら、まず初めに、4ページから始まる、賑わう「都」をつくる～奈良が有する自然・歴史・文化資源を活用し、観光産業を振興する～の観光局に関するものでございます。

5ページをお願いいたします。奈良の魅力づくり推進事業でございますけれども、宿泊客などに対するニーズ調査を受け入れ環境の現状把握を行いまして、ターゲットに応じた方策を検討するものでございます。

経済協力開発機構（OECD）との連携事業でございますけれども、新規事業で、OECDの持つ知見や国際的ネットワークを活用いたしまして、奈良に外国人観光客を呼び込むための戦略的な施策を検討するものでございます。

国連世界観光機関（UNWTO）との連携事業でございますが、こちらも新規事業で、UNWTOと連携しましてガストロノミーツーリズム、その土地で生まれた、育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れることなどを目的とした観光でございますけれども、こういったものを推進するための戦略的な施策を検討するものでございます。

奈良まほろば館あり方検討事業でございますが、こちらも新規事業で、首都圏におけるアンテナショップ、奈良まほろば館の移転候補地選定と首都圏における新たな情報発信拠点のあり方を検討するものでございます。

観光局所管分に係る一般会計補正予算のご説明は以上でございます。

続きまして、報第4号、一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告についてご説明させていただきます。一般財団法人奈良県ビジターズビューロー平成30年度事業報告書の1ページをお願いします。1つ目の柱がインバウンド向け旅行商品の販売でございます。こちらは、顧客ごとのニーズにあわせてアレンジした旅行提案を行うオーダーメイドサイトによる旅行商品販売を行ったというご報告でございます。

2ページをお願いいたします。旅行商品や体験プログラムの予約サイトを構築して販売

いたしました。

4ページをお願いいたします。2つ目の柱が地域連携DMO推進事業でございます。1、デジタルマーケティングの実施でございますけれども、サイト運営を通じたマーケティングを実施いたしまして、その結果を地域の関係者と共有し、旅行商品や体験プログラムの造成につなげたというご報告でございます。2、着地型観光素材の発掘旅行商品サイト掲載でございますけれども、社寺や地域の観光資源を活用いたしまして、体験プログラムを造成したというご報告でございます。

5ページをお願いします。3、地域関係者との連携プラットフォームづくりでございますけれども、観光人材の育成、それから、6ページの受け入れ環境整備に関する情報提供を行ったというご報告でございます。なお、実施に当たりましては、観光庁や文化庁の補助金を活用したところでございます。

9ページをお願いします。3つ目の柱が連携事業のところでございますけれども、県内の宿泊客が減少する夏季と冬季のオフ期における誘客促進策として、うまし夏めぐりとうまし冬めぐりの2つのキャンペーンを展開したというご報告でございます。

10ページをお願いいたします。(2) JR東海キャンペーンと連動した販売促進でございます。こちらは、JR東海のうましうるわし奈良キャンペーンと連動いたしまして、県内主要社寺の着地型の旅行商品を造成販売いたしました。さらに、JR西日本や近鉄・奈良交通と連携したプロモーションなどを実施したというご報告でございます。

11ページをお願いいたします。3、奈良県観光公式サイトでございます「あをによしなら旅ネット」を運営して、閲覧件数が約1,060万件に上ったというご報告でございます。

12ページをお願いいたします。9、アンテナショップの運営についてでございます。こちらは、平成30年8月から奈良県猿沢インにおきまして、コンビニエンスストア機能を有したアンテナショップの運営を開始いたしました。県内各地域の特産品の販売と県内周遊のための情報発信に取り組んだというご報告でございます。

13ページをお願いいたします。4つ目の柱がコンベンション誘致及び支援事業でございますけれども、経済効果など質の高い国際会議・医学系会議・スポーツ大会を中心に、誘致、支援活動を行ったというご報告でございます。国際会議におきましては、目標を上回る誘致実績となったことをご報告させていただきます。

17ページをお願いいたします。平成30年度一般会計の収支計算書でございますけれ

ども、事業活動収入が3億6,244万円余となっております。これは主といたしまして、観光庁と文化庁の補助金とアンテナショップ販売収入による増となっております。

20ページをお願いいたします。事業活動支出でございますけれども、3億8,619万円余でございます。そうしますと、事業活動収支差額が2,375万余の赤字となっております。これに前期からの繰越金を合わせた次期繰り越し収支差額は5,335万円余となっております。これには国の補助金の立てかえ払いをするために5,000万円の短期借入金が入っていますので、実質335万円余を次期に繰り越しいたします。

以上が30年度の事業報告でございます。

次に、令和元年度の事業計画をご説明します。一般財団法人奈良県ビジターズビューロー令和元年度事業計画書の1ページをお願いいたします。1つ目の柱がインバウンド事業でございます。奈良県ビジターズビューローの直接販売体制を強化いたしまして、外国人向けオーダーメイド型の旅行予約販売サイト、それから、奈良県内の体験プログラム予約販売サイトの2つのウェブサイトを中心として、効果的なインバウンド旅行商品の販売に努めます。

2ページをお願いいたします。2つ目の柱が魅力ある観光地域づくり促進事業でございます。

1、体験プログラム販売でございますけれども、こちらは旅行者が直接かつ簡易に予約できる予約販売サイトで、魅力ある体験プログラムを発信・販売することで、地域活性化や還元につなげるというものでございます。

また、2、モニタリング実施でございますけれども、外国人の動向調査を実施いたしまして、外国人目線の旅行商品や体験プログラムの造成につなげるというものでございます。

3、地域ネットワーク構築でございますけれども、インバウンド誘客の促進を図るに当たりまして、地域ネットワークを構築して、関係キーマンとともに地域活性化につなげる仕組みをつくるというものでございます。

3ページをお願いいたします。5、アンテナショップ兼コンビニエンスストアの運営でございます。猿沢インにおいて県内全域の地場産品などを販売するアンテナショップ兼コンビニエンスストアを運営いたしまして、外国人目線での取扱商品の開拓、関連する旅行商品の提供を行いまして、それらの産地である県内全域への周遊促進を図るというものでございます。

旅行商品受託販売でございますが、オフ期の宿泊滞在を促進するために、夏季と冬季を

中心に、うまし奈良めぐりの観光キャンペーンを展開いたします。

奈良県デジタルズビューローは事務局を運営しまして、商品の企画・広報・販売・オペレーションなどの業務を行うというものでございます。

4ページをお願いいたします。3つ目の柱が地域連携DMO推進事業でございます。

1、コンサルタント業務でございますけれども、これまでのデジタルズビューローのノウハウや関係事業者などとのネットワークなどを生かしまして、あらゆる観光産業に関する業務の企画・運営・アドバイスを行って、地域観光経済の活性化につなげるというものでございます。

2、交通事業者等のキャンペーン連携事業でございますが、こちらは、JR東海うましうるわし奈良キャンペーンと連動して、キャンペーンに合わせた旅行商品の販売促進を強化するというもの。また、JR西日本キャンペーンとの連携、また、近鉄・奈良交通との連携事業に取り組むというものでございます。

5ページをお願いいたします。4、奈良県観光情報サイト「あをによし なら旅ネット」の運営でございます。県の公式観光情報サイトでございます、「あをによし なら旅ネット」を管理運営して、県内の社寺、市町村、交通事業者などから収集した観光情報を発信して誘客促進につなげるというものでございます。

6ページをお願いいたします。4つ目の柱がMICE誘致及び支援事業でございますけれども、経済効果の高い国際会議・医学系会議・スポーツ大会を中心に、誘致・支援活動を展開するというものでございます。来年春開業予定の奈良県コンベンションセンターや奈良春日野国際フォーラム薨などへの誘致につきまして、県と連携を図りながら積極的に推進するというものでございます。

7ページをお願いいたします。令和元年度の収支予算でございますけれども、事業活動収入は、事業収入や補助金等収入など、合計で3億8,035万2,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。事業活動支出の合計でございますが、3億7,762万1,000円を計上してございます。収支差額につきましては273万1,000円の黒字を見込んでございます。

以上が令和元年度奈良県デジタルズビューローの事業計画でございます。

観光局所管の議案のご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○遠藤警察本部長 私からは、警察本部所管の提出議案についてご説明をいたします。委員長にご配慮いただきましたので、着座にて説明いたします。

提出議案であります。令和元年度奈良県一般会計特別会計補正予算案、条例改正案、契約等及び報告3件の計6件でございます。

まず、令和元年度奈良県一般会計特別会計補正予算案についてでございますが、令和元年6月定例県議会提出予算案の概要の18ページをお開き願います。一番上でございます。県有施設耐震化事業でございます。警察本部に関係いたしますのは、耐震性能が低い生駒警察署の建物の耐震改修工事に係る設計費用及び交番、駐在所等の耐震診断費用について補正予算をお願いするものです。1億3,561万8,000円のうち、警察本部に関するものは2,686万8,000円でございます。

続きまして、条例改正案についてでございますが、令和元年6月定例県議会提出条例の33ページをお開きください。

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例のうち、警察本部所管につきましては、次の、34ページの(3)奈良県警察手数料条例の一部改正関係及び(4)奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正関係であります。これは消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される手数料の額が引き上げられることから、警備業法関係手数料ほか、記載の手数料について改定をしようとするものでございます。施行期日は令和元年10月1日としております。

なお、詳細につきましては45ページから48ページに記載しております。

次に、令和元年度一般会計特別会計補正予算案その他の123ページ、議第49号、無線機の取得についてでございますが、全国的に更新される新型のIPR型警察移動無線通信システム無線機の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。取得の金額、取得の相手方は記載のとおりでございます。

続きまして、126ページ、報第1号、平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

警察本部所管は131ページの警察施設整備事業でございますが、桜井警察署の空調設備等の更新工事において、1月に実施した入札が不調となりましたことから、記載のとおり繰り越しをしたものでございます。

続きまして、147ページ、報第15号、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター

の経営状況の報告についてでございます。公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの平成30年度業務報告書及び令和元年度事業計画書により説明をさせていただきます。

まず、平成30年度業務報告書の1ページをお開きください。暴力団情勢につきましては、1の概要のとおり依然として厳しく、この情勢を踏まえまして、暴力団追放県民センターでは暴力団のいない日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現に向けて、県警察をはじめとする行政機関、地域及び職域の関係団体と連携を強化し、暴力団追放のための広報啓発活動、地域・経済団体等の暴力団排除組織に対する支援活動、暴力追放相談活動などを積極的に推進し、さらなる暴力団排除機運の高揚を図るための事業を実施いたしました。

事業の内容につきましては、2の実施内容の(1)広報啓発事業に記載のとおりでございますが、第27回暴力団・銃器追放奈良県民大会を開催したほか、2ページに記載しております各種広報啓発活動を推進するとともに、暴力団排除機運の高揚に努めているところであります。

また、3ページ、(2)地域・経済団体等に対する支援事業として、行政機関や事業所の責任者等に対する講習を行うとともに、資料提供などの支援活動を実施いたしました。

そのほか、4ページ、(4)救済・更生促進事業として、刑務所から出所した元暴力団への社会復帰対策として就労支援などを行いました。

次に、5ページ、平成30年度の決算報告の概要でございます。貸借対照表の当年度欄をごらんください。資産の合計額は8億1,655万7,761円、負債合計額は635万8,104円、差し引きますと、8億1,019万9,657円となっております。

続きまして、6ページの正味財産増減計算書をごらんください。当年度の収益と事業支出との収支による正味財産の増減であります。前年度比332万3,700円の減となっております。

9ページをごらん願います。財産目録の内容につきましては資料記載のとおりであります。基本財産については、11ページの4、基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の表中の当期末残高小計欄に記載のとおり、7億6,851万円で増減はございません。

以上が平成30年度の業務報告であります。

次に、令和元年度事業計画書の1ページをお願いします。まず、1の概要でございますが、本県における暴力団情勢に鑑み、奈良県暴力団排除条例に定めた暴力団排除の基本理念を踏まえて、暴力団排除活動の重要性を積極的に啓発し、社会対暴力団の対決構図をより強固なものとし、暴力団のいない日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現のための施策を

積極的に推進することとしております。

続きまして、2の実施計画であります。が、(1)の暴力団による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除の思想高揚を図るための事業として、暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催、暴力団排除活動に功労があったと認められる団体及び個人に対する表彰、広報啓発活動など、資料記載の施策を推進することとしております。

3ページから4ページ、(2)の地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業として、各種資料の提供、講師派遣などの支援事業を実施するとともに、県公安委員会からの委託事業であります不当要求防止責任者講習につきまして、約30回の開催を予定しております。

次の、(3)の暴力団員による不当な行為に対する相談支援事業として、常設窓口による相談、出張相談の開催のほか、暴力団から離脱する意思を有する者に対する相談支援活動などを推進することとしております。

次に、6ページ、令和元年度の収支予算であります。が、まず、経常収益につきましては、基本財産運用益のほか、資料記載の収入を見込んでおり、1,852万4,000円を計上しております。経常費用につきましては、資料に記載の予算を組んでおります。

以上が公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告であります。

続きまして、令和元年度一般会計特別会計補正予算案その他、177ページをお願いいたします。報第20号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について、自動車事故に係る損害賠償額の決定についてでございます。

平成31年4月1日以降、損害賠償額が決定したもので、警察本部に関しますものは183ページの番号1及び5から7並びに次の184ページの番号8及び11から13の計8件で、損害賠償額の合計額は183万4,791円であり、その事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は記載のとおりでございます。

安全運転の徹底及び公用車の適正な管理につきましては、これまでも指導を行っておりますが、再徹底し、事故の防止に努めてまいります。

以上が警察本部所管の提出議案の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○乾委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質問を行いますので、ご了承願います。

○荻田委員 私から、ただいま説明を受けましたそれぞれの予算についてお話をしたいと思います。

まず、予算案の概要の中で、5ページでございますが、奈良県大規模広域防災拠点整備構想策定事業が予算化されています。当該年度では2,500万円、さらに、令和2年度の債務負担行為で7,000万円が予算計上されています。8年前に豪雨による大水害によって巻き起こされたような災害を少しでも未然防止をしていく、防災拠点としての整備を一刻も早く進めていかなければならないときでもございます。構想策定について、これからどのように検討されようとしているのか、さらには今後のスケジュールについて、まず、お答えいただきたいと思います。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 荻田委員の質問にお答えさせていただきます。

五條市における広域防災拠点は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際に、県内ばかりでなくて、紀伊半島全体の支援拠点としての機能を発揮することを目指しております。その観点から必要とされる施設として、全国から集まる自衛隊、消防のベースキャンプ地、支援物資の仕分け、荷さばきのスペース、備蓄倉庫、また、航空機を受け入れることから航空機の駐機場、給油施設などを想定しているところでございます。今回の補正予算では奈良県大規模広域防災拠点整備構想策定事業といたしまして、この拠点に必要な諸施設の規模、配置などの検討を行い、あわせて、現況が山でございますので、地形を把握するため航空測量も行ってまいりたいと考えております。

また、本業務は業務量が非常に多く、多岐にもわたることから、適正な業務期間を確保するため、令和元年、2年という期間で債務負担行為を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○荻田委員 阪神・淡路大震災がありました。その折に、兵庫県三田市で大きな広域的な防災拠点が設置されています。こういった状況を鑑みてみますと、奈良県もそういった諸施設ができるだろうと。南部地域は、山野が非常に多い地域でございますし、自衛隊が本当に頑張っていて、南部の大水害においては、本当に自分たちの町であるというような思いを持って、最後の最後まで一人でも行方不明者を捜そうと、そんな思いでの救出、あるいは救助に心を寄せていただきました。本当にこういった施設が、大規模広域防災拠点として、さらなる内容の充実を図っていただくことが一番いいのではないかと思います。

それからもう1点は、2,000メートルの滑走路を有するというところで、大阪府の八尾空港もどういう形になっていくのだろうと、八尾市の思いもありますけれども、奈良県

南部の地域振興から考えても、航空機、旅客機が入るような滑走路に奈良空港として飛躍、発展されることも夢物語としてあってはいいのではないかなど、そんな思いもしているところでございます。

加えて消防学校もこの場所に入るのですよね。榛原にある消防学校も本当に老朽化しておりますので、一刻も早くご対応いただきますように強く要望しておきます。今後、構想段階から手を加えて、随時お知らせをいただきたいと思うところでございます。お願いをしておきたいと思えます。

次に、救急搬送についてであります。奈良県において平成25年度に、いわばe-MATCHが導入されました。救急搬送時間の短縮に一刻も早く取り組んでいこう、何件もたらひ回しにされることなく救急車が到達をする、消防職員によっていち早く病院との連携を進めていく。すぐに病院を見つけて対応できるというのが本来のe-MATCHシステムではないかと思うところでございますが、私たちが心配をしているのは、現在のe-MATCHシステムを導入しても結果的に時間短縮にはまだまだほど遠いのではないかと。119により患者さんのところへ到達する。消防職員が現場で一生懸命電話をして何度も何度も連絡をする。しかし、消防と病院との話し合いがなかなか進んでいかない、こういう場面をよく見ます。今でも見ます。何が短縮につながっているのでしょうか。短縮しない要因としては、最終的に何があるのだろうかと思っております。これは、申しわけないですけれども、受け入れをする病院側に私は責任があると思えます。

ここは所管外でございますけれども、総務部長もここにおいでになりますし、当時、救急搬送にかかわって、危機管理監が頑張ってくれたこともきのうのように思い出します。e-MATCHシステムの導入もしっかり頑張っていこうとやられた。その感想も一つ聞かせていただきながら、お答えをまずいただきたいと思えます。

○杉中危機管理監 e-MATCHの導入が救急搬送の短縮に本当に役に立ったのか、それが、現状どういうものであるのかというご質問をいただいたと考えております。

救急搬送全体の件数は、高齢化社会を迎えまして徐々にふえてきているという事実もございまして。そういったニーズがふえていることに対しまして、消防機関、それから医療機関等が連携して救急搬送時間の短縮、それから、適切な患者さんを適切な病院へ運ぶというところに取り組んでいるところでございます。

e-MATCHに関しましては、いわゆる、どういう患者さんをどういう機能を持った病院が受け入れるかというマッチングにもかかっているところございまして、救急搬送

時間の短縮は、徐々に進んでいるところでございます。一つ成果を申し上げますと、病院の受け入れ先が決まるまでの救急隊からの問い合わせ件数、これはかなり減ってきておりまして、平成27年が平均1.6回であったのが平成30年では1.3回に減ってきております。最大紹介件数の回数は、平成27年の20回から30年は9回と大幅に回数が減少しているところでございます。これはe-MATCHの導入はもとより、病院の受け入れ体制としまして、南奈良総合医療センターの開院、奈良県総合医療センターの開設等、医療機関が整ってきたというところも大きな要因かと考えております。

かつて奈良県で妊婦搬送の事案などが発生しましたときに医療関係の仕事をしておりましたけれども、その当時と比べまして、かなり奈良県の医療体制というのは充実をしてきて、断らない病院という体制が整ってきたように感じております。今後は、高齢化の進展を背景とするさらなる救急の需要増が予想されておりますけれども、e-MATCHのさらなる活用、そのデータをきちんと分析して、救急関係者と病院関係者が、その成果をきちんと分析、意見交換することによりまして、実質的な救急搬送によりまして、県民の命を守るというところにつながっていくように努力していかなければいけないと考えております。以上でございます。

○荻田委員 そのとおりであったと思います。だからこそ、総務部長、申しわけないけれども、救急搬送の時間短縮は消防職員であったり、病院であったり、いろいろありますけれども、原因は受け入れ側の病院の体制だと私は思っています。だから、こういったことに目を向けて、知事にもぜひひとつ、病院協会、あるいはそれぞれの病院と連携して、e-MATCHシステムがあるのだから、救急搬送の短縮に向けて一層の要請、要望を関係機関をお願いをしておきたいと思っておりますので、ぜひお伝えをいただきたいと存じます。

次に、会計年度任用職員制度の導入についてであります。まず1点は、6月県議会で会計年度任用職員制度を導入するための条例の改正案を先ほどご説明いただきました。会計年度任用職員とはどのようなものか、また、日々雇用職員など非常勤職員の給与、勤務条件等が、これによってどのように変わるのか。知事部局における会計年度任用職員への移行人数や、移行しない職員の取り扱いも含め、お答えいただきたいと存じます。

○乾人事課長 会計年度任用職員制度の導入につきまして、お答えさせていただきます。

まず、会計年度任用職員制度と申しますのは、地方公務員のうち、常勤職員が担う業務以外の業務を担う者として、このたび地方公務員法、地方自治法が改正されたことに伴いまして導入されるもので、今議会で関係条例の改正案を上程させていただいているところ

でございます。会計年度任用職員が任用される職につきまして、原則1年ごとにその職の必要性が吟味され、新たに設置される職と位置づけられてございます。公募によります選考を経た上で任用されることが原則とされているところでございます。

また、移行後の会計年度任用職員の給与なり勤務条件等につきましては総務省から詳細なマニュアルが示されてございます。その中には、支給すべき手当であったり、逆に、支給すべきではない手当が整理をされているところでございます。具体的には、会計年度任用職員に課されます服務規律について、原則として常勤職員と同様なものとなっております。休暇、休業につきましては、国や県の常勤職員に準拠しつつ整備する予定をしております。

また、給与につきましてもマニュアルに沿った条例の案を提出させていただいてるところでございます。例えば、パートタイムの会計年度任用職員でございまして、一定の勤務時間以上の方でありますと期末手当の支給が可能となるなど、具体的に処遇改善となる見込みでございます。なお、個別の職そのものにつきましては、現在、整理を進めているところでございます。

あと、人数等の移行の関係でございますけれども、現在、知事部局の中でございますけれども、いわゆる日々雇用職員、嘱託職員として任用されております非常勤職員は、人事課に協議をいただいている分で約770名いらっしゃいます。新制度適用後の令和2年4月以降は、現在の職と同一内容で会計年度の任用の職が新たに設置される場合に限りまして客観的な能力実証、これは人事評価を想定をしておりますけれども、その方を会計年度任用職員として引き続き任用する予定としてございます。

なお、先ほど申し上げました非常勤職員の中に嘱託職員がおりますけれども、その中でも特に弁護士なり、医師なり、県全体に対する助言、診断等の業務に当たる一部限られた職につきましては、会計年度任用職員ではなく特別職の非常勤職員、県で言いますと、嘱託職員として任用をする予定としてございます。以上でございます。

○荻田委員 来年度の4月から実施するというところでございます。これはもともと国の働き方改革に基づいて、法の整備なども含めて、同一賃金、同一労働という中で、少しでも地位保全という形で頑張っていこうというあらわれだろうと思います。速やかに対応をいただきたい。

それから、移行後の会計年度任用職員についても奈良県職員としてしっかりと業務を担っていただく必要があると思います。こういったときに、県としての職員の研修をどのよ

うにしていられるのか、お願いします。

○乾人事課長 会計年度任用職員の方々への研修についてお答えさせていただきます。

会計年度任用職員の業務内容、職務内容でございますけれども、常勤職員の補助業務でありますとか、一部分野に限った経験や専門性を発揮する業務が想定されているところがございますが、服務規律につきましては、守秘義務をはじめとして、原則として我々常勤職員と同等となります。現在でも非常勤職員等につきましては、採用時に待遇マナーでありますとか服務規律等を含めました研修の機会を設けているところでございます。会計年度任用職員につきましても、個々の職務内容につきまして公務員として自覚を持ちながら、最大限能力を発揮していくためには研修は非常に重要と認識をしております。現行の研修をベースにしながらも、その内容につきまして、より実践的で高いものになるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○荻田委員 ぜひひとつ働きやすい職場づくり、県庁力というものは職員によって反映されるものですから、県民の皆さんと同じような思いを持ってご対応いただきたいと存じます。よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、概要の中の17ページでございますが、もっとよくなる奈良県市町村応援補助金については当初予算で2億円計上されています。また、6月補正予算にも2億円計上されているわけでございます。この事業の狙いはどうなのか。また、当初予算から考えてみますと、各市町村からいろいろなご要望、この補助金制度について希望があらうかと思えます。市町村に対してどのように配分されるのか。さらには、市町村はこの補助金を使ってどのような事業をしているのか。わかっている範囲で結構でございますから、今、各市町村のどのようなメニューを補助金にのせているのかお答えいただきたいと存じます。

○堀辺市町村振興課長 もっとよくなる奈良県市町村応援補助金でございますが、当初予算に加えて、今回、2億円の増額補正をお願いしているところでございます。そもそもこの事業は、本年10月に予定されております消費税率の引き上げが地域活力の低下につながらないよう、市町村が実施する消費喚起につながる取り組みを支援することとしている事業でございます。

狙いと申しますと、今申しました事業の趣旨に沿いまして、市町村が行う事業によりまして、まず、市町村での具体的な消費機会の拡大を一番の狙いとしております。さらに、消費機会の拡大が地域経済循環の継続的な拡大につながり、また、その効果が一過性のものにとどまらず、将来に向かって持続的に残存していくというようなことも期待している

ところでございます。

それで、次に、どのような事業がというご質問でございますけれども、具体的に今、町村から計画が上がっているものの幾つかを申し上げますと、まず地域の飲食店が出店するマルシェ等のにぎわいイベントの開催、あるいはプレミアム商品券の発行、あるいは地域の歴史的建造物内でのカフェスペース等の整備、あるいはキャンプ場やアスレチックの施設など、集客をふやすための施設の整備、あるいは地元の特産品を使って、例えば今、計画が出ておりますのはイチジクを使ったワインを新たに製造するプロジェクト、こういったものが今、事業として上がってきているところでございます。以上です。

○荻田委員 総額4億円という中でそれぞれ手を挙げて、プレミアム商品券、あるいは、地域の活性化のために何をするのも十分見きわめて、観光、あるいは、文化、いろいろなセクションがあると思っておりますけれども、県下の各市町村に対しては、こういった制度を十分活用をしていただけるように、市町村に対しての親切な支援をしていただきますように思うところであります。もともと消費税の増税に基づいて対応するというところでございますので、景気が少しでも消費税によって低下しないように頑張りたい、このように思うところでございます。

次に、県立美術館北側の県有地についてでございます。ことし4月に奈良公園のバスターミナルが完成をいたしました。それによってバスの乗降をともにして、奈良公園内の交通渋滞対策もあわせて解消していこうと、そんな思いでできたものでございます。大宮通りから北側を見ますと、あと、空白地であります県立美術館北側に隣接する土地、旧婦人会館、消費生活センター、北分庁舎などを取り壊して現在の更地になっているわけでございますけれども、この場所を、文化会館と美術館については以前より一体で整備をする計画が知事からもございました。その拡張用地として使うものと聞いておりましたけれども、一向に進展しないということでございます。この土地の利用に向けた現在の検討状況、さらに、今後の進め方についてお尋ねをしたいと存じます。

○中野文化振興課長 荻田委員からご質問をいただきました県立美術館北側の県有地につきまして、現在の状況、今後のことにつきましてお答えを申し上げます。

現在更地になっております美術館北側に隣接しております県有地につきましては、築後40年以上経過しております県の文化会館、県立美術館の両館の老朽化、あるいは耐震面の課題というところから、一体で整備をしたいと考えまして、平成27年度に文化会館、美術館及び周辺整備基本計画を策定しました。この計画を進めるために、平成28年に婦

人会館等の庁舎を取り壊して、今、更地とした状況でございます。

当該地につきましては、平成29年度から文化財発掘調査に着手しているところでございますが、調査を終えた箇所からは学術的に重要な遺構群、登大路瓦窯跡群とございますが、出土いたしております。これは重要文化財でもございます造興福寺記という古文書の記載等の関連がございましたり、瓦窯の残存状態というのが非常によいということもございまして、一旦埋め戻しがされている状況でございます。この保存と活用という観点から、現地での保存であったり、どのように展示をすることが適当であるかを専門家の方々にも慎重に議論をしていただく必要があるということで、その対応方法を現在検討をしている状況でございます。

また、当該地の周辺につきましては、興福寺の旧境内地に位置しているということで、その他の箇所の文化財発掘調査も引き続き進めていく必要がございます。北分庁舎北側の土地の発掘調査につきましては、その費用をこの議会に提出をしております補正予算案に盛り込んでおります。さらに、美術館の東側の土地につきましても、同じく発掘調査を来年度以降に実施する必要があるということがございまして、順次、着実に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○荻田委員 今、ご説明いただいたとおりでございまして、登大路の昔の瓦などを焼いていた跡があったということで、重要な一つの文化財としてどのように対応していくのかという資料をいただいております。重要な遺構であるということから、これから検討されると思われまじけれども、今後こういったものをどのように生かしていくのか。県民の皆さん方にとっては、文化会館に来て東側を見れば、なぜあのようなことをして置いているのだろうという思いを持たれていると思います。今回も北側の分庁舎跡も発掘調査として、しっかりとした遺構も見きわめて整備をしていきたいというお話もございました。文化会館をよく利用されている方も非常に多いです。なぜ放っているのかなというイメージを払拭していただくために、遺構としてこういうものがあるんですよということを立て看板でも県民の皆様方に見ていただくのもいいのかなと思ったりいたします。

それから、要望だけしておきたいと思いますが、毎年のことですけれども、平成30年度の繰越明許費が239億円余あるということ。これは県下39市町村の財政規模から見ても、これに匹敵するような年間当初予算をお持ちのところを考えると、なぜ県がこれぐらいいつもいつも明許繰越が出ているのだろうと、県民の皆様方は思っておられると思います。いろいろなことがあるでしょうけれども、できるだけその予算を組み立てたら、

当初予算は当初予算で繰り越しをせずに、この予算の範囲の中で消化をして、いろいろな事業に活用をしていただくことが本旨ではないかなと思っているところがございます。その辺は異論なきように、できるだけ少なくやっていけるように、県庁としてご努力をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

終わりにになりましたけども、きょう、テレビを見てみますと、川崎市内でバスに乗降する子どもたち、あるいは、その犠牲になられた方々の報道がございました。本当につらいなという思いとともに、今、G20が大阪で開催をされています。警察本部としても本当に大変だろうと思っております。しかし、県民の命を守る最前線にお立ちをいただく警察官、職員の方々が、一層気を引き締めて頑張ってください、職務に精励していただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと存じます。ありがとうございました。

○清水委員 では、大規模広域防災拠点の整備事業について、先ほど荻田委員からもございました。平成30年度の陸上自衛隊駐屯地誘致推進事業と奈良県広域防災拠点整備推進事業について、自衛隊の誘致と広域防災拠点の検討を昨年度発注されておりました。それらについての成果物が昨年度はあったのか、それとも昨年度の成果に基づいて新たに2,500万円余を計上されたのか、その点について、まずお伺いをしたいと思います。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 清水委員のご質問にお答え申し上げます。

平成30年度の陸上自衛隊誘致推進事業及び奈良県広域防災拠点整備準備事業の内容についてお答え申し上げます。陸上自衛隊の誘致に関しましては、防衛省に対しまして、知事みずからの陳情や防衛省担当者への説明などを行うとともに、県民への自衛隊誘致に対する啓発活動としまして、第3師団長による防災講演会の開催や、宇治市にございます大久保駐屯地創立記念日見学ツアーなどを行いました。また、広域防災拠点に関しましては、600メートルの滑走路つきヘリポートを有する大規模広域防災拠点整備候補地における土地利用に関しての規制や、ヘリポートの離着陸場の整備を前提とした施設配置についての検討を行ったところでございます。以上でございます。

○清水委員 1,000万円を使われた内容で我々に提供していただけるような資料は現状はないのですか。検討事項だけであったということでしょうか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 600メートルの滑走路つきのヘリポートを有する施設配置の検討につきましては、業者委託をしておりますので成果品もございまして、提供できるものと考えております。

○清水委員 わかりました。また、概要で結構ですので、できましたらいただきたいと思います。

います。

それと今回、新たに2,000メートル級の滑走路の絵が表示をされております。どういう事業手法で、この2,000メートル級の滑走路をつくろうとされるのか、現在この点はどう考えられているのか、お教えいただきたいと思います。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 事業手法についてのお問い合わせでございます。現時点では、まず、どういうものが必要か、どういう規模になるのかを今年度の補正予算で計上させていただいているところでございます。その中で、いろいろな課題等がわかってくると思っております、後に整備手法について検討を加えたいと考えております。以上でございます。

○清水委員 また、自衛隊の駐屯地誘致をずっと言われているわけですがけれども、なかなか西部方面隊の中には、既に30以上の駐屯地と4つの分屯地があったと思います。防衛省自身が、やはり国防として奈良県にぜひとも駐屯地が必要、もしくは分屯地が必要ということであれば、その内容についてきっちりと県として精査をして要望しないといけないと思うのですが、現状でどういう施設、もしくは隊の任務について検討されているのか、おわかりでしたらお知らせいただきたいと思います。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 平成26年度以降、知事の陳情等を通じて、防衛省に対して誘致活動を行っているところでございます。防衛省に対しましては、具体的にこのような部隊といった要望ではなくて、陸上自衛隊の駐屯地は奈良にはありません。47都道府県の中で唯一奈良県だけがございませぬので、奈良県に来ていただきたいと要望させていただいているところでございます。五條市も同じ思いでございますので、今後とも五條市とともに、積極的に誘致活動を進めたいと考えております。以上でございます。

○清水委員 防衛省にしてみれば明確な駐屯地の任務がわからない中で、単純に来てくださいというアプローチだけをやっても、恐らく国防全体の中で奈良県がどうあるべきかという主たる議論をしない限りは、なかなか奈良県に駐屯地をさあ置きましょうかということにはならないと思います。過去に大災害があったときに非常にご苦労いただいて、自衛隊の方には、最後の最後まで捜索にも協力をしていただいた。そういう災害に対する出動は非常に有意義であると思っておりますし、それは外せないことでもあろうかと思っております。

そんな中で、今現在、知事の頭の中でいろいろなことを検討されていると思うのですがけれども、消防学校の移転の問題もございませぬし、大規模な備蓄関係、これらもしないといけない。これから先、多分起こるだろうと思っておりますけれど、東南海沖地震が発生したとき

に近畿地方での立ち位置として、奈良県は津波被害がまず起きないと思いますので、近畿圏に対してどういう手助けができるのか。五條市の位置というのは、私は非常に位置特性としてはいいと思うのです。だからこそどういふ手法でやってどれぐらいの費用がかかるのか。ましてや、そこに自衛隊の駐屯地を呼ぶのであれば、自衛隊の施設として何を呼ぶのか、どういふ連隊を呼んでくるのかということも、きっちりと要望しないといつまでたっても前向いて進まない。これは本当に絵に描いた餅しかないのではないのかなという危惧がございます。

そして、2,000メートル級の滑走路ですけれども、滑走路をつくるのに相当の費用が要るわけです。その整備手法にしても災害だけでそれができるのか、でき上がった後に空港としてどういふ運用をするのか、これらのことも全て考えた上で事業を推進していかないといけないと思います。2,000メートルの滑走路をつくれれば造成費用がどれぐらいで、最終的にどれぐらいの費用がかかるのか、現在どの程度もくろまれていますか。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） まだ積算できていないところがございます。今回の構想策定の中で、できる限り検討してまいりたいと考えております。

○清水委員 検討だけしていて、実は何百億円、何千億円要りましたというのは、なかなか県民に対して説明できないと思います。

例えば今、石垣島のほうでも空港整備をやっていますけれども、概算事業費だけでも約350億円ですよ。なおかつ消防学校があり、備蓄の施設があり、自衛隊の駐屯地もあり、それらを合わせると相当な事業予算が必要である。なおかつ周辺対策費も当然出てくるわけですから、かなりの予算を要求しないとできないのではないのかなという気がしています。

最初に、600メートルのヘリポートの話が出て、今回2,000メートルの滑走路が出てとなって、だんだん話が大きくなってきているので、本当にそれができるのか、実現性があるのかも含めて、今後検討していただきたいと思います。

したがって、先ほど申しましたように、前回出された資料の概要だけ、できれば委員の皆様にも配付していただきたいと思います。よろしく願いしておきたいと思います。事業の進捗も含めて、この件については今後とも質問させていただきたいと思いますので、今回はこれで終わります。ありがとうございます。

○猪奥委員 ご説明いただいた中で2つ確認をさせてください。

予算案の概要の5ページ、奈良の魅力づくり推進事業、観光地として魅力を高め、誘客

を促進するために云々の調査ですけれども、今までもいろいろな調査をやってきていただいていたと思うのですけれども、これまでとどう違うのか教えていただければと思います。

○桐田ならの観光力向上課長 奈良の観光力推進事業についてご質問を受けました。

委員もご存じのことかと思えますけれども、本県の観光入り込み客数というのは、平成23年度の3,331万人から平成29年度には4,420万人に増加しています。観光客の増加による観光消費等の恩恵を県内各地に行き渡らせるためには、ターゲットに応じた戦略的な情報発信でありましたり、受け入れ環境の整備をすることが非常に重要だと認識しています。そのため、ターゲットごとのニーズの現状でございましたり、受け入れ環境を調査分析するものでございます。以上でございます。

○猪奥委員 具体的にこれまでとはどう違うのですか。全県調査をされるとか特定の項目を調査されるとか、これまでされなかったことを調査されるということですか。

○桐田ならの観光力向上課長 例えば、欧米豪を中心としました個人旅行でございましたり、富裕層、シニア層、学生層、団体旅行に対しまして調査分析をするものでございます。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。どういう人に調査をかけるかという時点である程度どういうことをやりたいかが明確になってないと調査もできないのではないかなと思うのですけれども、こういう調査の結果は、例えばビジターズビューローで商品開発するときに使ったりされるのですよね。この調査の結果は、例えば、奈良市や観光客が多い市町村にも情報提供があって、有効に使われるものですか。

○桐田ならの観光力向上課長 おっしゃるとおりでございます。調査結果は市町村等々に対して情報提供していきたいと考えています。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。調査結果をお渡しになられるときにあまりにもわかりやすい形に整理をしてしまうと、逆にそれが使いにくかったりするのです、生のデータも一緒にお渡しできたらと思います。よろしくお願いします。

もう一つ、選挙関係の調査についてお伺いしたいのですけれども、投票行動分析を通じた地方政治研究事業とありますけれども、有権者の投票行動、投票動機云々とありますけれども、これはどういう調査でしょうか。

○堀辺市町村振興課長 これは、有権者の投票行動、投票動機と地方政治への影響などを調査分析するというものでございます。具体的には有権者に対するアンケート調査等を実施することを考えております。そもそも地方政治といいますのは、各地域ごとに住民の関

心も異なっておりまして、地域ごとにバラエティーがあると思っております。このような部分についての理論的な整理は、余りされてこなかったということです。そういうことで投票行動等につきまして今回、統一地方選挙及び参議院通常選挙がございましたので、この機会に調査研究等を行いたいと考えております。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。投票行動というのは投票に行かれましたかとかですよ。投票動機は何を見て判断されましたかとか、そういうことだろうと思うのですけれども、今回からチラシが解禁になって、そのチラシをどう参考にされましたかとかですか。

お聞きしたいのは、そういうことを聞かれてそれがどう反映されるのか、これを集めることによって県政にどうプラスになるのでしょうか。例えば、投票に行ってくださいねという啓蒙は、もちろん県でももう既にさせていただいておりますし、期日前投票所のあける時間を判断をしたり、投票場所を変える判断をしたりということにつながるということですか。

○堀辺市町村振興課長 そういった部分もございますけれども、投票に行きましょうという啓蒙は続けて行いますが、政治について無関心という方もふえてきているのではないかと。投票に行きましょうという呼びかけはもちろん必要ですけれども、そもそも政治に関心を持ってもらう、地方のことに関心を持ってもらうことが重要ではないかと思っております。投票率の向上はもちろんですけれども、それ以外にも、県として行っている事業等を県民の方に理解していただくための資料にもなるのではないかと期待して行う事業でございます。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。結構です。

○山村委員 それでは、私からもお聞きしたいと思います。

1点目は、荻田委員からも質問がございました。もっとよくなる奈良県の市町村応援補助金という形で今回も出されております。消費税増税に対する地方の独自策ということになると思うのですけれども、その中身については市町村が提案をされて、それについて県が予算をつけられるという形だと先ほどお答えがあったと思います。一過性でないものということも言われていましたけれども、対策自身が一時的な予算でありますし、どれほどの効果があるのかなと私は思うのですが、それはどのように考えていらっしゃるのか、また、その効果をどう検証されていくのか、まずお聞きしたいと思います。

○堀辺市町村振興課長 まず、効果でございますけれども、期待する効果につきましては、先ほど荻田委員の質問にお答えさせていただいたところでございます。効果の測定という

ことになりますと、正直どれぐらいの消費がふえたのか、我々のレベルでは非常に難しいと思っております。消費税に関しては、この事業だけではありません。国においてもいろいろ消費喚起の事業も行われていまして、具体的に、もっと良くなる補助金で消費がどれぐらいアップしたかは、技術的に難しいと考えております。以上です。

○山村委員 効果も判定もしようがないし、予算がどのように役立っているのかも余りわからないようなもので、果たして消費喚起に本当につながっているのか。消費したくても消費できない状況に置かれているのが消費者であって、既に8%に増税された時点から、毎月2万円も消費額が減っているという調査もあるわけです。そういう状態の人に、10%に増税した状況で改善されるとはとても思えないと私は思います。こういうことをやるよりも先に消費税増税はやめるという選択をすべきだと思っております。

そこでお聞きしたいのですが、政府も現状は景気後退だと認めております。3%で消費税を導入したときにはバブルのさなかでした。それから5%、8%に増税をするときも、景気判断としては回復基調にあるということでありました。奈良商工会議所の2019年1月から3月期の景気動向調査によりますと、状況は悪化ということで来期も悪化が予測されている。南都経済研究所の調査でも悪化とされて、利益はマイナスという判断が出ている状況だと思うのです。奈良県が対策を立てるということであれば、今の状況をどのように認識されているのかお伺いしたいと思います。

○永井統計分析課長 県内の景気に関する統計の状況について申し上げます。

県におきましては、景気変動の大きさなどを見る指標としまして、景気動向指数を毎月公表しております。今月公表しました平成31年3月の景気動向指数は、平成22年を100としまして133.7でございます。これは前月を1.1ポイント上回り、2カ月連続で上昇をしております。以上でございます。

○山村委員 その統計を受けて、どう認識されているかということだと私は思っているのですけれども、もちろんそれだけで判断できるものではありませんから、現状の奈良県の実態、置かれている状況がどうかを、全体としての判断なしにいろいろな選択を決めていくことはできないのではないかと考えております。

特に南都経済研究所でも、消費税増税に対してどのような影響が出るのかということで、事業者の方々に調査をなさっております。それを見ますと、6割の企業が悪影響になるということで、この税率引き上げを価格へ転嫁できると答えられた方が5割以下にとどまっている。反対に新たなさまざまな対策によるコストがかかるということで、悪いことだ

らけだと、何らメリットがないと。本当に国民を苦しめるだけでこれから先が非常に不安であると、率直な意見がたくさん出されております。こういうことに県としては関心を持たれているのか、その点だけ聞いておきたいと思えます。

○末光総務部長 消費税率の引き上げにつきましては、国のほうでもこれまでする説明していたとおり、社会保障の財源として必要なものと思っております。それは県においてもそういう認識で、これは必要なものと考えております。

一方で、消費税率の引き上げに伴って、ご負担がふえる方々もおられようかと思えます。そういった方々への軽減税率のような国の施策ですとか、あるいは県でとっております地域経済の活性化等で、なるべくその影響を緩和していくという努力も必要かと思えます。税金の引き上げに伴っていいことは一つもないという声もあろうかと思えますけれども、これがないと、社会保障も維持はできないということも事実でありますので、そういったことも含めて全体で最適な状況に持っていけるようにしていく必要があろうかと認識しております。以上です。

○山村委員 もちろんこれは国の議論ですので、総務部長が上げるとか上げないとか、知事が上げるとか上げないを決めることではないと私もわかっておりますけれども、ただ、県民がどう思っていて、このことでどのような影響を受けるのかは、県民の立場に立ってしっかりと把握していただかないといけないというふうに思っているのでお聞きしました。社会保障の財源ということが、ずっと言われておりますけれども、とにかくこの消費税が増税されて以降、社会保障の充実に回った金額はわずか1.35兆円しかないということもあります。そういうことで国民がだまされないように、本当に社会保障をよくしていくためにはどういう財源が必要なのかを冷静に審議していかないといけないと思っております。これがどう考えても、給料も上がらずで、消費も冷え込んでいる、それをさらに冷やすことにしかならないにもかかわらず無理やり上げて、上げた分を使って全部お返ししますから消費してくださいというやり方は破滅に向かっているのではないかなと思えます。そういうことで、県民の立場に立って、このような無謀なやり方は、今からでもとめられることですから、しっかりと声を上げていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

次に、会計年度任用制度についてお伺いしたいと思います。先ほど荻田委員から質問がございました。説明もされておりました。今度導入されます会計年度任用制度がどういうものか。会計年度に限られた有期任用の非常勤公務員を正式に公認するための制度ではな

いかと思います。とにかく今、非常勤の地方公務員が急激に増加している現状があります。これは今井議員の代表質問でも指摘されていたところですが、奈良県におきましても、この間、正規職員が大幅に減少して非常勤職員が急激に増加していると。県全体で見ても平成29年度のフルタイム勤務の非常勤職員の方が4,300人ということで、定数のうちの25.6%を占める状況になっているということです。国全体でも本当に急激にふえてきており、現在の働かせ方がいろいろな運用上の問題があることもわかっております。それを何とか適法化しようという形で出てきたものではないかなと思っているのですが、根本的な問題で、公務労働を常勤職員できちんとやっていくというところの解決になるものではないと、私は危惧をしております。

正規職員が行う仕事は、組織の管理や運営自体に関する業務、あるいは財産の差し押さえ、許認可といった権力的な業務を想定されて、それ以外の窓口業務であるとか住民サービスに直接かかわる現場の仕事は非常勤という仕組みで、果たして本当に住民サービスをしっかりやっていくことができるのかが大きな問題だと思っております。会計年度任用職員という制度になるのであれば、身分保障をきちんとするということと、非常勤職員の常勤化を進めなくてはならないと思っております。特に公務員には労働契約法が適用されておられませんから、同法第18条にある無期転換ルールがありません。ずっと続けて働いていても、常勤にはなれないという状況に置かれていることが、果たして住民のためのよい仕事ができる環境なのかという点が大きな問題だと思っております。これは政府について思っていることですが、今回これが導入をされて、今働いている皆さんの実態、あるいは労働条件が少しでも改善されて、よくなるのであるかで判断をしていきたいと思っておりますので伺いたいと思います。

最初に、この問題で労働組合との協議はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○乾人事課長 職員組合との協議状況でございます。以前からでございますけれども、登録職員団体との交渉時に、この会計年度任用職員についての制度導入後の勤務条件の概要等につきまして、情報提供を行うとともに見直し内容について誠意を持って説明しているところでございます。今後も引き続き法改正、施行後を見据えまして、個別職員の説明及び登録職員団体への協議を適宜行ってまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○山村委員 職員の方から聞いておりますのは、休暇や手当がどうなるのか、年齢条件も

少し変わるといふ問題、人事評価によって雇用の再任用というところで評価がされることなど、不安がいっぱいあると聞いております。そういうことについてきちんと対応していただきたいと思ひます。

臨時嘱託職員の処遇は、賃金、手当、休暇等で改善されるということですが、本当によくなるのかどうかお聞きしたいと思ひます。現在、県庁で働いている方からワーキングプア状態で、今の状況では暮らしていけない。もうこの仕事は続けられないので、別のところに転職をするという話も聞いております。同一労働同一賃金で、適正な賃金で官製ワーキングプアがなくなる、そういうものになるのか、その点を聞きたいと思ひます。

○乾人事課長 先ほど荻田委員のご質問にお答えしたのと一部重複するかもわかりませんが、移行後の会計年度任用職員の給与等についてお答えをさせていただきます。この点につきましては、総務省から詳細なマニュアルが出ています。支給すべき手当、逆に支給すべきでない手当が整理をされているところでございます。今回上程させていただきました条例改正の内容も、このマニュアルに沿ったものとなっております。例えば処遇改善でいきますと、現在フルタイムの非常勤職員には期末手当を支給しておりませんが、制度移行後はフルタイムの会計年度任用職員はもちろんパートタイムでも一定の勤務時間以上でしたら、期末手当の支給が可能となるところでございます。基本的には処遇改善になると見込んでいるところでございます。以上でございます。

○山村委員 わかりました。次に、そのフルタイムとパートタイムになるのですけれども、手当支給などで格差が出ると思うのですけれども、現在のフルタイムの方がパートタイムに切り下げられるということになるのかならないのか、その辺の不安も聞いておりますけれども、いかがでしょうか。

○乾人事課長 勤務時間につきましては、業務量に応じて定めるものでございます。個別の職につきまして、今後制度移行に合わせまして、その職ごとに個別に検討を進めていくもので、現段階でこの職がどうなるかという確たる答えはできかねるところでございます。ただ一方で、総務省マニュアルによりますと、単に勤務条件の確保に伴う財政上の制約を理由として合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用、勤務条件の確保という法改正の趣旨に沿わないと示されているところです。この趣旨を誠意を持って対応したいと思ひています。以上でございます。

○山村委員 ぜひそのようにしていただきたいと思ひます。

それで、会計年度任用職員は、公務上の義務、規律、人事評価が適用されることになって、労働条件で正規職員と格差を残したまま、義務だけが求められるということではないですか。職員にとっては非常に職場で働きにくいことにならないのかと懸念されますけれども、そういうことがないようにされるのか、そののところも伺っておきたいと思います。

○乾人事課長 義務だけ課されて、処遇が常勤職員と差が出るのはどうかというご趣旨かなと思っています。そもそも会計年度任用職員と常勤職員では、公権力の行使でありますとか、一定の職務上の責任が違っているところで、それに基づきます処遇の差は一定許容されるものと認識しています。以上でございます。

○山村委員 ということは、過度な義務を求めるということではないと解したらいいということですか。

○乾人事課長 その職のあり方、職務内容がそもそも違うと理解しています。以上でございます。

○山村委員 当然それはもともとからそうですけれども、新たに義務、あるいは人事評価が適用されるというところで不利にならないようにしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

最後に1点は、この制度によって正規雇用がさらに減らされることにつながるのか。今でも財政上の理由などで減らされているけれども、今の状況でこれ以上人を減らすことは無理だと私は思うのですけれども、そのようなことにならないのか、また、外部委託という形で住民サービスが外部に委託されてしまうことにつながっていかないのかどうか、その点はどうでしょうか。

○乾人事課長 毎年組織、定員調整の中でその議論はさせていただいているところでございます。この会計年度任用職員の制度ができる来年度とことしと考え方は特に変わるものではないと思っています。以上でございます。

○山村委員 私は、この制度ができたことによって、そうしたことが起こらないということをお求めおきたいと思います。実際に全ての公務労働者にどのような立場であっても、権利をきちんと保障していくことが、住民に対するしっかりとしたサービス、あるいは住民の福祉を守っていくことにつながると思いますので、今後も安心して働ける職場にしていくために、さらなる改善が図られるように求めておきたいと思います。

最後に、前回、広域防災拠点のことで、自衛隊誘致との関係をお聞きいたしました。そのときも申し上げたのですけれども、自衛隊駐屯地と広域防災拠点がセットではなく、自

衛隊のほうは後に置いてでも、まず広域防災拠点、あるいは消防学校の建てかえが喫緊なので、そちらを優先して進めていくと理解していますが、そういうことでいいのですね。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） お答え申し上げます。

平成30年2月議会で、日本共産党の代表質問、今井議員のご質問に対して、知事もお答えをしておりますけれども、陸上自衛隊の誘致につきましても、他の事例を見ても期間がかかることが想定されます。災害はいつやってくるかもしれないということもございますので、まずは広域防災拠点の整備を進めます。県としましては五條市とともに、陸上自衛隊の誘致活動も積極的に行っておりますので、それは並行して行ってまいりたいと考えております。以上です。

○山村委員 自衛隊の誘致も諦めているわけではないけれども、今回の予算に上がっている滑走路2,000メートルの計画は、自衛隊の駐屯地とは一切関係ないということですよ。

○鳥居知事公室次長（防災（技術）担当） 自衛隊の駐屯地は、誘致をする立場で、県が整備するものではございません。そういう意味合いで、広域防災拠点を先行して進めているということでございます。

○山村委員 わかりました。そうすると、ますますその2,000メートルの滑走路がなぜ必要なのか全くわからないのですが、自衛隊の誘致に関しても一言申し上げておきますと、私も直接国のほうに参りまして、これは見込みのある話なのかどうかお尋ねしたことがあります。自衛隊としては、清水委員もおっしゃっていたように、日本の防衛上、奈良県に自衛隊をつくらないといけない必然性がなければ整備ができないし、そういうものがどうして必要なのか、奈良県が言わないのにつくるわけにはいかないという立場です。どう考えても、今のこの世界状況から見て基地を新たにつくらないといけない状況は発生しないと思っております。それはそれで、2,000メートルの滑走路をつくるという知事の本会議での説明を聞いていてもますますわけがわからなくなってきました。知事の計画でいうと、それをつくるためにリニア新幹線でできた排出土を埋め立てに使うとおっしゃられていました。将来はそこを関西国際空港につなぐ新たな新幹線に利用するということがおっしゃっていました。空想的な世界の話であって、現実に予算をつけてやることなのかなどと思っております。終わります。

○乾委員長 ほかに質疑がなければ、理事者に対する付託議案の質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○荻田委員 今委員会に付議されております議案全て賛成申し上げたいと存じます。自民党奈良であります。

○中野委員 自由民主党は全議案に賛成をさせていただきます。

○松本委員 自民党絆も全議案に賛成させていただきます。

○猪奥委員 新政ながらも全議案に賛成です。

○山村委員 私は、一般会計補正予算議第39号に反対いたします。これは不要不急の大型公共事業を進めることを前提にして予算化されています。先ほど申しました五條市における広域防災拠点の整備、2,000メートルの滑走路がなぜ必要なのか、これは理解が得られません。次の議第45号です。手数料条例は消費税増税ありきで増額するものから反対いたします。

次に、議第46号の奈良県税条例ですが、これも消費税増税を前提として、改正されたものです。この中には、ひとり親世帯への個人住民税の非課税措置の適応であるとか、地震災害による被災地住宅用地に係る固定資産税の特例措置延長など、必要なものも含まれているとは思いますが、前提が消費税増税ということで反対です。特別法人事業税については地方の財源を公平に図るのは、国の交付税によって措置すべきで、国の責任で行うべきだと思います。それから、ふるさと納税制度も、制度そのものにさまざまな問題があるのではないかと考えています。住んでいる自治体のサービスを受けながら、住んでいない自治体へ納税することが、地方税の応益原則に反しないのかどうか。納税者の自由意思によって納税自治体を選択できることになりましたら、徴税権が侵害されないのかどうか。それから本来の納税を奪われて税収が減ってしまう自治体も出てきますし、高額納税者ほど限度額が高くて返礼品が受けられるという不公平があります。5割以上が返礼品やその他の経費に使われているという問題もあって、本当に寄附と言えないような全額税控除が受けられる仕組みも考え直さなくてはいけないということで、この際地方に寄附を求めるのではなく、制度のあり方を根本から見直すべきではないかと考えております。

○清水委員 日本維新の会は、本委員会に付託されました議案に全部賛成をいたします。

○亀甲委員 公明党も今回の議案全て賛成いたします。

○乾委員長 ただいま付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、令和元年度議案、議第39号中、当委員会所管分、議第45号中、当委員会所管分及び議第46号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

令和元年度議案、議第 39 号中、当委員会所管分、議第 45 号中、当委員会所管分及び議第 46 号については、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。

起立多数でありますので、本案はいずれも、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。令和元年度議案、議第 44 号中、当委員会所管分、議第 49 号及び報第 19 号並びに平成 30 年度議案、報第 35 号については、原案どおり可決または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案はいずれも、原案どおり可決または承認することと決しました。

次に、報告案件についてであります。令和元年度議案、報第 1 号中、当委員会所管分、報第 4 号、報第 15 号及び報第 20 号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

折原観光局長から、奈良インバウンド観光戦略 20 年ビジョン第 I 期計画骨子(案)について、報告を行いたいとの申し出がありましたのでご報告願います。

○折原観光局長兼県土マネジメント部理事(地域交通担当) 委員長からご配慮いただいておりますので、引き続き着席にてご説明申し上げます。失礼します。

それでは、私から奈良インバウンド観光戦略 20 年ビジョン第 I 期計画骨子(案)についてご報告いたします。資料 1 をお願いします。奈良インバウンド観光戦略 20 年ビジョン第 I 期計画でございますけれども、リニア中央新幹線の奈良市附近駅の設置が見込まれます 2037 年を見据えまして、本県が有する観光資源や歴史文化資源を活用し、戦略的なインバウンド観光施策を展開するために策定するものでございます。

2 ページをごらんいただければと思います。計画期間でございますが、当面は 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック、2025 年の大阪・関西万博の開催を見据えま

して、2019年度から2023年度までの5年間としています。目標値でございますけれども、目標年度の2037年と第I期計画の最終年でございます2023年のそれぞれにつきまして、外国人旅行者数、奈良市以外地域での宿泊割合、旅行消費額の4項目について設定しています。外国人旅行者数の目標値でございますが、国や関西観光本部におきます目標値を踏まえまして、2023年には2017年の約2倍の400万人、2037年には2017年の3倍超の700万人という設定をしています。延べ宿泊者数の目標値でございますが、2017年の本県の外国人旅行者の平均宿泊日数は0.19泊にとどまっておりますけれども、2023年には0.23泊、2017年の2倍超の延べ90万人泊、2037年には1泊、2017年の1.5倍超の延べ700万人泊という設定をしています。奈良市以外地域での宿泊割合の目標値でございますが、2017年には14.5%にとどまっておりますけれども、2023年には18%、2037年には30%と設定しています。外国人旅行消費額でございますけれども、こちらは地方圏における外国人旅行消費額などを踏まえまして、2023年には2017年の2倍超の350億円、2037年には2017年の1.0倍超の2,000億円という設定をしています。以上を最小の目標値としまして、今後奈良インバウンド観光戦略20年ビジョンをもとに、意欲ある市町村の取り組みと連携して、さらなる底上げを目指すことにしています。

この目標値を達成するために、大きく4つの柱で構成してございます。1つ目は観光地としての奈良の魅力づくりでございますが、これを観光力に必要な6つの要素、すなわち宿泊施設の質と量の充実、滞在環境の快適性の向上、食の魅力の向上、効率的な交通・道路体系形成、歴史文化資源の保存と活用、楽しい奈良の実現の6つで整理しています。2つ目の柱が、奈良の奥深い魅力を海外に向け強力に発信するなど、海外プロモーションの強化でございます。3つ目が、大規模コンベンション施設のオープンを見据えたMICEの誘致競争力の強化など、国際交流等の推進でございます。4つ目が、こうした取り組みを進めるための観光に関するデータの充実でございますとか、観光産業の人材育成・人材確保、県と市町村の連携・協議といった観光振興の土台づくりでございます。

3ページから4ページにわたりまして、今ご説明さしあげました計画の柱立てに沿って、施策の項目を網羅的に記載しています。また、全ての施策の項目について達成状況の評価するための指標の例を記載しています。今後これに基づきまして、具体的な施策と達成状況を把握するための数値指標を検討することとしています。さらに市町村との連携・協同を見据えまして、市町村への説明、パブリックコメントの実施を予定しています。それら

の結果も踏まえつつ計画案を作成して、次回以降の県議会でご審議いただきたいと考えています。

ご報告以上でございます。よろしくお願いいたします。

○乾委員長 ただいまの報告またはその他事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○亀甲委員 昨日、猪奥議員からタンDEM自転車の件で質問があったと思うのですが、自由民主党会派にも要望が届いております。一日でも早く後押しできればという思いで、1点だけ質問させていただきたいと思います。

答弁の中で、全国で半数ぐらいが可能になっていると言われておりました。調べさせていただきますと、近畿では奈良県と和歌山県のみが一般道路での走行ができないことが載っておりました。奈良県でも自由走行ができるような体制を早急に進めていただきたい。検討を進めるという答弁もありましたけれども、そういうことも踏まえて、この解禁の時期がいつぐらいであるのか、改めてもう一度聞かせていただきます。よろしくお願いいたします。

○桑原交通部長 タンDEM自転車の一般道路での走行の解禁の時期ということでございました。他府県の実態でありますとか、タンDEM自転車の車体の形状が安全に及ぼす影響などの実態を見きわめつつ、特に問題がなければ現在検討されております（仮称）自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定状況を見据えながら、一般道路での走行に向けて迅速に準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○亀甲委員 ありがとうございます。

条例に合わせてという形になると思うのですが、その中で準備を進めていただけるということです。奈良県には専用道路がほぼないに等しいぐらいだと認識させていただいています。一般道路を走る安全を守るための、また解禁に向けて一緒に広報とか啓発、広く県民の皆様にも周知していく準備も同時にさせていただきたいなと思いますので、どうか一日も早くできるようにお願いしたいと思います。以上でございます。ありがとうございます。

○清水委員 インバウンドの宿泊キャンペーンについてお尋ねをいたします。今回もそうですけれども、前回観光振興対策特別委員会で佐藤委員からも質問があったかと思えます。インバウンドの宿泊観光向けの業務委託のスケジュールを担当から聞かせていただきました。4月24日に報告されて、5月10日、事業者向けの説明会、ここには複数参加をさ

れたようでございます。そして参加の締め切りが5月20日、5月23日に企画提案書の提出が1件だけあったということで、プロポーザルで1件が随意契約になったと伺っております。それを私がホームページで調べようと思いましたが、残念ながらホームページで調べることができませんでした。こういう予算に関連する入札行為について、何らかの一定基準が必要ではないのかと思うのです。後から調べようと思っても見ることはできなかったのです。今後基準を設けられるとか、そういうことがあるのかどうか、まずその点についてお聞かせいただきたいと思います。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 清水委員からのご質問は、インバウンド宿泊キャンペーンの業者決定についてでございました。受託者決定の公表につきましては、5月27日に決定したというところで、この時点で県のホームページに受託決定者名と、その審査得点、応募者数が1社であったことについて掲載いたしました。観光局でプロポーザル方式の実施要領を定めておりまして、こういったことを載せるというのは定めているのですが、いつまで掲載するかという期限までは特に定めてはおりませんでした。今回の場合は事業者が決定してから1週間程度掲載していたものでございます。いつまで掲載するのは、それぞれの事業の性格によるものかと考えておりましたので、こういった形になったということでございます。以上でございます。

○清水委員 まず、後から知りたいと思うことも結構あるのです。予算書を事前に見ているだけではありません。1年間ずっと追跡して、この事業がどうなったのか、最初に戻ったらどういうやり方だったのかを調べようと思うと、ホームページから見させていただくのが一番手っ取り早い。今回の件だけではなく、ほかの事業についても結構業務委託はされておりますので、その中身の仕様書であったり、どの業者さんに落札されたのかも、一々担当の方にお伺いしないとわからない。我々はそういう形でもできますけれど、一般の県民の方は恐らく県庁に来られてそれを調べる手だてが多分ないと思いますので、できれば一定基準を作成をしていただいて、1年間は掲載するとか、それほど大きな容量が要るわけでもないと思いますので、今後検討いただいたらと思います。

それで、今回の宿泊キャンペーンですけれども、割引30%についてはいいのですが、気になるのが平成29年に観光局がやっています奈良県宿泊統計調査から見ますと、奈良県の北部地域に泊まってるインバウンドの方が95%を占めています。南部・東部には5%しかお泊まりでない。今回こういうキャンペーンを打たれますけれども、キャンペーンを打たれても事業者さんが手を挙げていただかないと割引ができない、恐らくその繰

り返しになろうかと思うのです。南部・東部にも足を向ける方策として、一率30%であればなかなか来られないと思いますので、20%と35%にするとか、そういう変化をつけることは現在は考えておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 割引率に差をつければどうかということですがけれども、率を変えると、施設ごと、地域ごとの公平性が保たれないと考えておりますので、割引率を地域によって変えるという考えは今のところはございません。以上でございます。

○清水委員 ほかの形でぜひとも、南部・東部の方が手を挙げしやすいようにシステムをつくっていただきたいと思います。

それともう1点、今回JTBさんが推奨されているOTAのサイトを運営されているアゴダさん。数年前に冬季の観光商品の拡大でキャンペーンを打ったときは、たしか「じゃらん」であったり、楽天であったり、国内の大きな事業者さんが参加していただきました。今回は最終的に手を挙げていただいたのが、JTBさん1社しかなかったと理解をしているのですけれども、このアゴダさんが運営されているエリアを調べさせていただきますと、世界の中でどちらかというとなん東南アジア方面が主たる営業、本社がたしかシンガポールにあったと思うのです。それで全世界の客を誘客することが可能なかどうか、この点についてもご答弁いただきたいと思います。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 今回利用いただくサイトがアゴダということで、当該サイト自体は現在アジア圏に強みを持っていると聞いております。その点におきましては、現状奈良県の国籍別の訪問者、宿泊者でいきましたら、アジアからが圧倒的に多いです。今回のキャンペーンでもアジア圏の利用者が多くなることは推測されるところでございます。ただ、今回このサイトは、海外のどこの地域からでも当然見ることができますので、極端に言いますと全世界を対象とするものでございます。あと観光局としましては、欧・米・豪からの訪奈良客の増加に向けたプロモーションをいろいろやっておりますので、欧・米・豪向けの発信事業とも連携して事業の広報をやっていきたいと考えております。以上でございます。

○清水委員 もう1点、そのアゴダさんに対してですけれども、どういう仕様書で手を挙げていただいたのか、奈良県に全世界から人を呼ぶためにどういう手法でプレゼンをされたのか、ここを主体にやりますよということを言われたのか、その点についてお教えいただきたいと思います。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 これは事業者選定のときの話からになりますけれど

も、優秀な提案を求めて実施するという事で、公募型プロポーザル方式をとりました。主な公募条件につきましては、実施時期を9月20日から翌年1月31日までとすること、宿泊の目標数を2万5,000人とすること、割引率については10%から50%の範囲内で提案をしていただくということ、そして、予算額1億円のうち割引の原資となる分については、その75%を下回らないこととしました。具体的な代金の割引方法、適応する具体的な割引率などの実施手法で、キャンペーンの広報等につきましては、県からは特に指定せずに提案を求めたものでございます。この公募に対しまして、受託事業者でありますJTB奈良支店様の提案は次のとおりでございました。同社が連携して行っている海外オンラインサイトでありますアゴダ社のサイトを利用すること、そして割引率は30%を基本とすること。それに加えて、今回外国人目線で県内の魅力ある観光文化、自然、アクティビティーなどを紹介する奈良トラベルガイドを作成して、それを発信することで広報にも力を入れていただくという提案をいただいたものでございます。以上でございます。

○清水委員 奈良トラベルガイドをつくっていただくということですね。それは今回だけではなく、次の旅行商品の造成にもつなげていくことはできるのですか。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 この事業の成果を一過性にするものではなく、継続的なものとしていくことが非常に大事だと考えております。

このトラベルガイドは、キャンペーンの広報のために作成していただくものでございます。キャンペーン終了後も全世界に向けて検索可能としていただく予定で、新規誘客を継続的に行っていきたいと考えております。以上です。

○清水委員 わかりました。先ほどの説明で、30%を基本にというお話でもございました。これから具体的な商品造成をされると思いますので、インバウンドの客数が北部に偏っていますので、できるだけ南部・東部にも誘客をしやすい、そういうことも含めて事業者さんと協議をしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

それともう1点ですが、4月23日に榎原考古学研究所の発掘調査にかかって、文書の開示請求をさせていただきました。その中で、単価契約書についてこれでいいのかなというところもございました。本当は皆さんに資料をおつけしたらよかったです。発掘調査用重機等の単価契約書はこれ1枚だけです。契約条件として14項目だけが記載されています。その他請負契約、ほかのリースの契約等を見ますと、暴力団対策法の関連であったり、当然記載をしなければいけない項目がこの条項からは欠落しています。今後、

この契約書の内容について再度検討される余地があるのかどうか、まずはお聞かせください。

○酒元文化資源活用課長 ご指摘のとおりのご状態でございます。速やかに中身を見直しまして、必要な条項等入った契約書に改善してまいる所存でございます。以上です。

○清水委員 部内でご議論いただいて、これは法制担当も入っていただいて、どういうものが正しいのか、その辺も含めて早く手直ししていただきたいと思います。

そのような中で、私が開示請求をさせていただいて、気になりましたのが、一例を言いますけれども、調査場所が医大新キャンパス整備に係る発掘調査業務、重機等の賃貸借業務、先ほどの単価契約ですが、予定価格が4,062万9,600円、入札書の比較価格が3,762万円、基本となりました設計の価格が3,420万円、最低制限価格が3,385万8,000円、資料に記載されておりました。調査の期間ですが、平成30年4月25日から平成31年3月31日まで、数えてみますと、ちょうど340日になります。これがこの表を見てみますと、不稼働係数をどう考えておられるのかがわからないのです。ここに計上されておりました所定のバックホー0.45級ですけれども、それが320台計上になっています。それが延べ台数なのか、1日当たりの台数なのか、これもよくわからなかったのです。340日の中に320ですから、日数的には納まっているのです。ただ、1日1台で、現場の調査はできないと思いますので、多分延べ台数なのかなとも考えたのですが、まずは不稼働係数をどう考えておられるのかによって、この積算の中身が大きく変わってきますので、まずそこをお知らせください。

○酒元文化資源活用課長 発掘調査の数量についてですけれども、現場におきまして、地中の状況を見ながら発掘を進めるという性格のものでございます。数量等につきましては、実際に発掘していく中で変わる要素が高いのですけれども、過去の経験等を踏まえ、延べ台数320台等々の数字をはじめさせていただいて、予定価格を積算していると聞いております。以上です。

○清水委員 方向を少し変えます。奈良県内で発掘調査されているのは、奈良文化財研究所、橿原考古学研究所、その他市町村の教育委員会が業務を担当されていると思うのですが、皆さん同じような形でそれぞれの学芸員、調査員の経験に基づいて数量を積算されているのですか。

○酒元文化資源活用課長 県内の事例等につきまして情報が無いのですけれども、橿原考古学研究所では、そういう形でやってきております。桜井市につきましても同様な形の単

価契約でやっていると聞いております。

○清水委員 それが悪いと思っているのではないのです。先ほど不稼働係数の話しをしましたけれど、計算していくと数字がなかなか合わないのです。それともう一つ、一般土木の単価と比べましても非常に単価が高い、1日当たりのユンボのリース代金がオペつきで4万1,000円、こういう単価になっております。実際にその精算行為をされるときに、当然出面のチェックであったり、測量業務であったり、全部残っていますので、そういう調査をされる調査員、学芸員の方が全部はじいて、業者のことまで見て、きょうは何人作業員、調査員が来て、機械がきっちりあったとか、そういう点検も全部されているのですか。学芸員と調査員は、今何人いらっしゃいますか。

○酒元文化資源活用課長 済みません。正確な数字を今持っておりませんが、榎原考古学研究所で、調査1課、2課の2課体制でやっております。

○清水委員 学芸員の数字はわからないということですよ。単純に差を見ますと、掘削系のバックホー0.45級は、市場単価の平均と県が採用している数字から見ますと、オペなしで1日当たり6,080円です。榎原考古学研究所の単価がオペつきで4万1,000円です。3万4,920円の差があります。当然リースの契約なので、会社の経費もここには含まれていると思いますけれども、あまりにも漠然とした数字で出されていますので、どういう数字が正しいのか算定のしようがないのです。先ほどおっしゃったように、現場の経験値に基づいて必要数量をはじいていますと言われても、人がかわれば経験則が変わるではないですか。そういうやり方でいいのか疑問に思っています。

例えば、先ほどの340日を単純に不稼働1.7でもし割ったとします。すると、実稼働日数が200日です。この200日をそれぞれのバックホーが動いたリース日数でいきますと、6,080円掛ける320日、在場期間320日になりますので、194万5,600円、これに対して特殊運転手を加えていけば、全部足しても580万円ぐらいにしかならないのです。計算されている単価表の約2分の1で済んでしまいます。出てきた数字の倍の会社経費があるというのは、あまり考えられないですよ。工事からいうと、直接人件費があつて、間接経費があつて、現場管理費があつて、一般管理費があるという構成になります。調査はそれではないのはわかります。日々いろいろなこともあつて、例えばオペの人に測量を手伝うこともあるんかもしれません。いずれにしてもこの仕様書を見る限り非常に不明確な数字のまま発注されることがいいのかというと、私はあまりいいような気はしません。今回契約書の中身もご議論いただくということですので、ぜひとも

この積算体系そのものも見直しをしていただいて、今後の数量の上げ方、どういう積算が一番正しいのかも含めて、ご議論をしていただいて、公正な入札行為になるようにしていただきたいと思います。

それと、開示していただいたこの資料、予定価格調書の作成から開札録、全部見させていただきました。夏を過ぎると全部一律で一緒になるのです。結果的には、夏を過ぎると全て抽せん、早い時期は割と価格競争が効いている、それでも最低制限価格が高いですから、最低制限価格を若干切っていると失格になってしまう、結構ありますね。そういう入札の方法も含めてご議論いただいて、同じ公共工事ではないですけど、県が発注する事業ですので、公正な立場で受注をしていただく仕組みづくりをぜひともつくっていただきたいと思います。できればご報告いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、6月12日の知事の定例記者会見で、奈良市庁舎の耐震化に当たって、積水化学工業株式会社の跡地を奈良県土地開発公社が取得して、その取得地を賃貸する方法もあると、知事がおっしゃっています。現実問題として、公有地の拡大の推進に関する法律等々を考えて、法制上奈良県土地開発公社がこういうことができるのかどうか、どなたかご答弁いただけます。

○乾委員長 誰ですか。

○浅見法務文書課長 ただいま奈良市庁舎の耐震に関しての知事の会見での発言等に関して、法制的な観点から可能かどうかご質問がございました。公拡法に基づいてのご質問でございましたけれども、申しわけございません、公拡法に関しましては他部局で所管していますので、私どもから個別法の解釈についてご答弁を差し上げるのは難しいところでございます。一般論として申し上げますと、地方自治法においては、県から市町村への関与について、さまざま具体の定めがございますけれども、法律あるいは政令等の定めに基づいて行うという定めになっています。いずれにいたしましても今回の知事の発言というのは、県知事としてということではなくて、個人としてのお考えを述べられていると承知しているところでございます。以上でございます。

○清水委員 知事の定例記者会見でやっているのですが、個人が定例記者会見をできるわけがない。これは知事が公人として自分の思いを、多分口を滑らせたと思います。今もおっしゃいましたように、法律上の関与を広域の自治体がそれぞれの市町村の自治体に対して、このような方法があるというのは、向こうから問われてからするわけではないですか。問われる前にこのような方法があるということは、どうなのかなと思います。

それともう一つ、市庁舎の防災上の移転計画については、当然のことながら奈良市、あるいは奈良市議会で議論をされて、奈良市として決められるべきものだと思います。例えば防災上の観点で奈良県はこう思うとか、このような方法がありますということ、奈良市に向けて提案されたことはあるのですか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 私の知る限りではございません。

○清水委員 以上で終わります。

○山村委員 今、先ほど清水委員が質問されましたので、簡単にお聞きしたいと思います。

実は外国人観光客への宿泊支援事業費が1億円の予算で進められているということです。このことに関しまして、住民の方からこの制度によってどのような効果を期待されているのか、どうしてこういうものが出てきたのか問い合わせがありましたので、お聞きしたいと思います。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 事業者選定の経緯は説明いたしましたので、省略させていただきます。今ご質問いただきましたこの事業の効果についてご説明させていただきます。

直接の効果と今後に向けた効果の2つがあると考えております。予算1億円を使って行う事業でございますので、それ以上の効果をと考えているのですけれども、宿泊者の増加目標としましては、今回実施する期間が、ことし9月20日から翌年の1月31日までの4カ月余りです。同じ時期の実績として出ておりますのが平成29年度ですけれども、約11万人泊でございました。その約2割増であります2万5,000人泊を新たに呼び込みたいと考えております。少々荒い話にはなるのですけれども、奈良県でのこれまでの外国人宿泊客の1人当たりの消費額は、約1万4,000円です。もしこの事業を目標どおりに進めていくことができましたら、単純計算では3億5,000万円の消費額の増が期待できるものと考えております。この具体的な効果につきましては、事業が進んでいきまして、キャンペーンの利用施設からのデータ、期間中宿泊者がお泊まりになられて、いろいろレビューをいただくことにしているのですけれども、それらをもとに検証していく予定です。

今後に向けた効果でございます。これは今回外国人観光客に限る事業でございます。宿泊施設側に対しましても、今後に向けてインバウンドの受け入れ環境を公示してもらうことを目標にさせていただいておりますので、奈良の宿泊施設のおもてなしを高める効果も、

将来に向けてあると考えております。以上でございます。

○山村委員 これは外国人の方に多く泊まってもらうということで、外国人向けということですね。おっしゃっている方の意見ですけれども、この制度を利用して来られる方の宿泊先は奈良市が多いと思うのです。北部地域で見れば、そもそもインバウンドの宿泊客がふえてきている状況にあつて、わざわざ呼び水としてそれだけのお金をかけなくても、それ以外の場所が問題ではないかと考えるがどうかというご意見で、私もそれは一理あるなと思ったのです。なぜこういうことになっているのかが1点。

今、プロポーザルで応募をされたいろんな経過はお話ありました。1社しか応募がなかったということですが、1社しかなかった理由についてはどのように考えてらっしゃいますか。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 2つご質問をいただいたと認識しております。

まず1つ目、奈良市に宿泊が集中しているのではないかと、中部、南部への誘導はという話かと思えます。確かに奈良市のほうには外国人観光客が年々ふえております。ただ、宿泊という面におきましては、ふえてはいるのですけれども、今後もふやして行って、宿泊による県内消費をさらにふやしていく必要があると考えております。奈良市はもういいよという考えはございません。この事業におきましては、先ほど清水委員のお話にもありましたように、中部、南部への誘客が非常に大事なことだと考えております。これらの地域の宿泊施設に関しまして、今現在キャンペーンの参加を募っている時期でございます。あわせて施設のインバウンド対応の促進につきましても、現在積極的に働きかけているところでございます。現時点の状況でありますけれども、中部、南部のほうにも積極的に働きかけをしていきまして、新たに参加の意思を示されている施設もある状況でございます。

もう一つでございます。今回結果的に提案事業者が1社であったことについて、明確な理由まではわからないのですけれども、今回の事業が特定の地域で、また特定の期間のみを対象とする事業であるということ、この予算規模で受託しようと考えていただけたのが、この事業者のみであったのではないかと推察しているところでございます。以上でございます。

○山村委員 ということは、事業者としてメリットが少ないという判断なのかと思ったりもします。

あともう1点だけお聞きしたいのですけれども、JTBが取り扱うことで、旅行サイトはアゴダに限られております。このアゴダという企業は奈良県での実績はどうなのか、ま

た業界でのシェアはどうなっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 具体的にシェアですとか、経営の部分でございますので、これについてはお答えは差し控えたいと思います。以上でございます。

○山村委員 わかっているけれども、ここでは言えないということですか。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 奈良県での実績は、先ほどの清水委員からのご質問にもありましたように、アジア圏で急速に伸びているサイトでございます。奈良県でも実績は伸びている状況でございます。以上でございます。

○山村委員 実績が伸びているということですが、実態はどうか、業界の中でのシェアはどうか。そのことをお聞きしたいと思います。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 例えば業界何位とか、そういうお答えは差し控えたいと思います。以上でございます。

○山村委員 余り明瞭ではないのですけれども、ここで今やりとりしてても、これ以上の答えは出ないのですか。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 特にこれ以上の答えはございません。以上です。

○山村委員 改めて別の機会に聞きたいと思います。

海外の方にたくさん奈良に来ていただいて、奈良で泊まってほしいという気持ちは私も同じですし、もちろんたくさんの方にいらしていただくのはありがたいことだと思っているけれども、そのやり方として、奈良市に集中するような形で、しかも1社だけがそれを担当して、そのために1億円というお金を使って、そういう短絡的な誘客の仕方が果たして観光対策で考えたときに、合理的なやり方なのか疑問を持っているし、住民の方もそのことを疑問に持たれたと思います。本当に奈良を発信して、奈良に来ていただく方が純粋にふえたり、宿泊されたりということにつなげていくための対策を、もっといろいろな知恵で考えてほしいということをお願いしたいと思います。以上です。

○乾委員長 答弁は要りませんか。

○山村委員 はい。

○猪奥委員 私も同じ話でお聞きしたいと思います。インバウンド宿泊キャンペーンです。私も効果があるのかなという思いでお聞きしたいのですけれども、そもそも1億円をかけて、1億円の中で7,500万円をかけて割引をしてきていただくということは、もともとは別のところに泊まる予定だった人を奈良県内で泊まってもらってというものでないと、そもそも効果が出ないと思うのです。30%安いからといって宿泊地を別の市町村に変え

るということは、特に旅行中はいまだかつてないです。そこに行きたいから行くわけで、安いから別のところに泊まるというのはどう考えたらそうなるのかなというのがまず疑問に思います。安いからという理由で宿泊客がふえるというエビデンスはそもそもあるのかまずお聞きしたいです。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 安くなったから宿泊客がふえたというエビデンスは現在持ち合わせておりません。今回のキャンペーンを通じまして、奈良に行きたいという気持ちを引き起こしていくことはしていきたいと考えております。この海外のサイトを使いまして、予約の時点でまず日本に行くというのを決めて、そしたらどこに行こう、関西に行こうというところを、例えば検索される時点で、奈良ではこういうキャンペーンをやっているというのを発信することにしております。そこで、このキャンペーンの存在、合わせて奈良のいろいろな観光情報も、直接サイトをつくりますので、この時期に奈良に行ってみるのもいいよねという気持ちを引き起こして、新規に奈良で泊まっていたらこうという取り組みでございます。宿泊していただいて消費アップを図ろうという目的を持っているものでございます。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。

先ほど来のご答弁からそうだろうなと思うのですけれども、キャンペーンと絡めることによって来ていただくというお話だと思うのですけれども、それだったら、PRがそもそも全部のキャンペーンなわけですから、1億円をそちらに有効的にお使いになられたほうがよっぽど効果が上がるのではないかという感想を持っています。効果の検証も今後やっていただくかと思うのですけれども、本当にこれがあつたから来たのかというのは、しっかり見ていただきたいなとお願いをしておきたいと思います。単にとりっぱぐれたということにならないようにお願いします。

次に、県立大学附属高校のことについてお伺いしたいのですけれども、新しくおつくりになれる県立大学附属高校のお話は今どれぐらい形づくられてきているのか教えてください。

○谷垣地域振興部次長（教育担当、教育振興課長事務取扱）併教育次長（産研学連携担当） 県立大学附属高校についての具体的な検討についてお答えをさせていただきます。

県立大学、教育委員会、地域振興部で構成します県立大学附属高等学校設置協議会を平成30年7月に立ち上げまして、以降これまで4回、その協議会を開催しております。その中で、学校の名称を奈良県立大学附属高等学校、開校時期を令和3年4月とすること

については既に周知済みの状態でございます。また、詳細の検討は学校の体制など整備すべき事項が非常に複雑かつ多岐にわたりますことから、管理運営と教育内容の2つのワーキンググループを設置しまして、県立大学が主体となりまして、実務レベルでの検討を中心に鋭意作業を進めているところでございます。開校の前年となります来年度には生徒募集を開始することになりますので、検討スケジュールとしては、今年度中に中身について詳細を詰めていく作業をしている段階でございます。なお、管理運営ワーキングは、これまで9回、教務ワーキングは、これまで8回開催しているところでございます。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。

この新しくつくられる附属高校は、県立大学のほうでどういうコンセプトの学校をつくらうか、定員は何人にしようかというのを今考えていただいているということですよ。

○谷垣地域振興部次長（教育担当、教育振興課長事務取扱）併教育次長（産研学連携担当） 委員お述べのとおりでございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。

私も何度か県立大学を取り上げさせてもらっていますけれども、あそこはあそこでいろいろ課題もあります。県立大学附属高校をつくるようになったら、急な業務がぼんと来たという事になっているかと思しますので、十分な手厚いサポートをお願いしたいと思します。

次、県立大学について少しお伺いしたいのですけれども、県立大学のほうでも中期目標をつくっていただいて、それぞれやっていたいのですけれども、この中期目標の進捗が芳しくないというお話を大学の関係の方からお話を伺います。例えば、建学の精神で、奈良の再発見を通して日本と世界に貢献するというテーマを上げてやっています。奈良を再発見して世界に貢献しなければいけないのに、中期目標にネイティブの先生で云々と書いてありますけれども、私もびっくりしたのですけれども、県立大学にはネイティブの先生が一人もいらっしゃらないそうです。英語のネイティブの先生が一人もない大学はなかなか英語教育も、これから入試自体も変わってくる中で厳しいのではないかと思います。中期目標を見たら書いてあるのですが、進捗がよろしくないとお伺いするので、こういった中期目標を進めていくに当たって、県では県立大学から上がってきた予算は十分に実行していただけるような体制になっているのでしょうか。

○谷垣地域振興部次長（教育担当、教育振興課長事務取扱）併教育次長（産研学連携担当） 中期目標に掲げたものを実現していくための予算といたしまして、当初予算で公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金という形で予算化をしているところでござい

ます。以上です。

○猪奥委員 その補助金を使つての中期目標は、4年の計画でしたか。計画期間中に実行できるような補助金をつけているということですね。ではネイティブの先生がなかなか県立大学に入らないのは、どういう理由で採用がまくっていないのでしょうか。

○谷垣地域振興部次長（教育担当、教育振興課長事務取扱）併教育次長（産研学連携担当） 中期目標に掲げております事業の目標の達成の手法というのはいろいろあると思うのです。中期目標を設定するのは法人の設立者としての県ですけれども、それを実行していく実施計画は県立大学のほうで定めることになっております。それに従って進めているところなので、その中で、どういう順番で何を実現していくかの選択肢の順番によるものと認識しております。

中期目標につきましては、期間が定まっております、今年度が中間評価をする年になっております。来年度が中期目標を定める年となっておりますので、その作業をこれから進めていく中で、第1期中身をさらに進め、バージョンアップしていくための方向性を、県と県立大学の公立大学法人とともに検討していきたいと思っております。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。

建物についてもお伺いしたいのですが、コモンズ棟の建替工事に不測の事態が起きたということで、繰り越しというお話がありました。もともと4年ほど聞いていたのですが、完成のめどは大体いつになりましたか。

○谷垣地域振興部次長（教育担当、教育振興課長事務取扱）併教育次長（産研学連携担当） 今年度、その建設工事を進めているところでございますけれども、今年度末をめどに作業を進めているところでございます。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。

建物のことも、ここができればほかの建物も計画どおりやってくれるのか大きな不安になっているようです。これも再三申し上げていることですが、キャンパス図を見て、入試案内を見て生徒さんたちは入ってくるわけです。入って4年たってもまだできていなくて、詐欺みたいな状態で卒業されるというのは非常にかわいそうなことだと思いますので、十分スピード感を持って進めていただきたいと思います。

細かなことですが、この間生徒さんに学生証を見せてもらったのです。見たことありますか、県立大学の学生証。紙ですよ。びっくりしました。紙の上に顔写真が貼ってあって、今どきスポーツクラブでも見たことがないような紙で、これをプラスチックに変

えてほしいという話を学内でしているけれども、なかなか聞いてもらえないというお話を聞いたのです。私は格好悪いからプラスチックカードにしてほしいのかなと思っていたら、今、就職試験のときにSPI試験を受けますよね。SPI試験はプラスチックカードでないと身分証明書として認めてもらえないのです。だから県立大学の学生さんは、SPI試験をネットで申し込んで、当日受けに行って、写真つきの身分証明書をそこで見せるというやり方ですけれども、そこで県立大学の学生証を見せたら、身分証明書として認められませんと言われて受験できなかった子が実際におります。その子はあいにく免許証を持っていなかったの、その日は帰ったと。次の日に改めて予約を取り直して、パスポートを持っていったと。細かな話ですけれども、いろいろなところの設備投資が、県立大学は非常におくれていると思います。このような話はきっと学内であるはずで、少なくとも普通のことは普通にできるような体制はとっていただきたいと思います。これも細かなことですが、予算がかかりますのでお願いしておきます。

最後に、警察にお伺いしたいのですが、一つは、きょうはタンDEM自転車のこと、非常に前向きな答弁をありがとうございました。私がお話を聞いていたのは大阪の方だったのですが、きょうはうれしくて、大阪から奈良の県境までタンDEM自転車でサイクリングしてタッチして帰るとおっしゃっていました。一日も早い規制の緩和を望んでいます。

その規制の緩和で、去年の12月11日の総務警察委員会で、介護タクシーの車両通行禁止規制の除外について質問をさせていただきました。介護タクシーなどが通ってはいけないところがありますよね。救急車はもちろん通ることができるけれども、介護タクシーの場合は、奈良県に関しては、この道を私が通りますというのを1年ごとの許可をいただかないと通ることができないと。介護タクシーの利用者の中には、急に病院へ行かれる方ももちろんあるでしょうし、介護タクシーはそういうものですから、救急車を救急以外で使わないようにするために介護タクシーはできているわけですが、それを愛知県や、三重県、岐阜県などは通行禁止の除外指定をされている。奈良県においても介護タクシーは、そういう意味合いがあるのでやっってくださいという質問をしたら、そのときは非常に前向きにご検討いただけるように私は理解をしていたのですが、半年たちましたけれどもどうですか。

○桑原交通部長 昨年12月にお答えさせていただきました介護タクシーの関係でございますけれども、そのときもご説明させていただいたのですが、許可につきましては、

車に対する許可が基本となっています。もう一方で、どうしても車を特定できない場合につきましては、人に対する許可ということで、例えば介護サービスを受けられる方が迎えに来てもらえる車を使うときには通行禁止のところを通過してもいいという形で、人に対する許可も与えることができるとお答えさせていただいたと思います。現在のところ、そういう対応もできるかなと考えているところです。もう一方で1年ごとの警察署長の許可もあるのですけれども、これにつきましても1カ所だけではなしに、介護事業所の方が数カ所行くところを決めて、例えば10カ所でしたら10カ所の通行禁止を通るという許可を出すことも現実に可能です。そういったところで、対応できるのかなと考えているところです。もしそういう形でご希望されるところがありまして、具体的にどういうところでお困りなのかをお聞かせいただきましたら、それに合わせてまたそれぞれ検討をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○猪奥委員 ちょっとよくわからなかったのですけれども、この事業者さんが、ここを通りたいので何とかしてくださいということを個別で相談しなさいということですか。私は全体的にしてくださるようにしてほしいという質問をしていたつもりですけれども。

○桑原交通部長 前回もお話しさせていただいたと思うのですけれども、例えば車両の通行禁止という交通規制をしているところですが、これは車両を通行させることが危険であるということで実施をしているところです。そのような道路を通行禁止除外指定車が例えば迂回路があるにもかかわらず通行するということになる、保護されるべき歩行者、沿道の住民の方々の安全を守ることができなくなるところもあります。そういったことも踏まえて、それぞれどういった形でそういうご要望にお応えできるのかを、これから相談をしていきたいところでございます。

○猪奥委員 場所によって違うからこそ規制がかかっているのはわかっていますし、そこに車が通ったら危ないから規制をかけているのはもちろんわかります。でも、規制をかけているけれども、その除外を介護タクシーに対してしてくださいという話をしているのです。

○桑原交通部長 今申し上げたように、介護タクシー全てを除外指定することになると、県下全域、どこの通行禁止規制であっても通れるということになってしまうのです。そうなりますと、ほかの迂回路に回れば行ける道があるにもかかわらず、単に目的地までの時間短縮ができるということだけで歩行者を守るために通行禁止をしているところを通過してしまうというようなところもあるということです。そういったことで、それぞれ必要な方

が必要な場所を通行禁止を解除して通すというのは当然すべきことですが、ただ単に時間を短縮するためだけにそこを通すという許可は、なかなか住民の方のご理解が得られないのかなというところがございます。

○猪奥委員 では、その必要な人が必要な場所を通るという制度の整理はしていただけるということですね。それとももう既になっているという認識でしょうか。

○桑原交通部長 そのとおりでございます。必要な人が通るときに必要な場所を通るための禁止を除外するというのは、署長の許可でやっているところがございます。

○猪奥委員 私はご検討いただけるという理解をしていたのですけれども、制度は何も変わらないということですね。

○桑原交通部長 何も変わらないというか、実態をお聞かせいただいて、その上で必要だという判断をさせていただければ、どういった形ができるかは、それぞれご相談をさせていただきたいというところがございます。

○猪奥委員 わかりました。後でご相談させていただきたいと思います。

もう一つ、最後になります。免許証の書きかえですが、今、免許証の書きかえは居住地の住所があるところを所管している警察署でしか届出ができないことになってしまっていますが、都道府県によっては、県内だったらどこの警察署に出しても構わないという運用をされているところもあります。所管の警察署がどこかは、例えば免許証の書きかえをするときは引っ越された方などが多いと思うのですが、ここの所管がどこだというのはなかなかわからなかつたりするわけです。これは警察の方からしたら、ある程度決めて分けておいたほうが便利だと、オペレーションも楽だろうと思うのですが、住民サービスの観点から見ると、奈良県内にお住まいの方は奈良県内の警察のどこに出しても届けができるようになればいいなと思うのです。届出に関して、今後こういうことを検討していただけるのかお聞かせさせていただきたいと思います。

○桑原交通部長 運転免許証の記載事項の変更手続のご質問でございます。

現在運転免許証の記載事項の変更手続は、運転免許センターと住居地を管轄する警察署で行っているところがございます。住居地以外のどこの警察署でも手続ができるということになりますと、これは確かに県民性の利便性が向上するところであり、先日も県警察に対しまして、住居地以外の警察署でも免許の記載事項の変更手続ができるようにしてほしいという旨の要望をいただいているところでもあります。この要望を受けまして、現在県内どこの警察署でもその記載事項変更ができるかどうか検討しているところござい

す。ただ、そうなりますと、一つは、一部の警察署に届出者が集中して、窓口での受付時間が長くなるという行政サービスの低下を招くことがないように適切に対応する必要があると考えているところであります。そこで、今後、各警察署の免許窓口の人員配置が現状のままで対応ができるのか、それから事務処理上の準備、こういったことも整えまして、全警察署での受付に向けて作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○猪奥委員 よろしく申し上げます。

○乾委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告であります。本議会で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は、反対討論されますか。

○山村委員 はい、します。

○乾委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく申し上げます。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって、本日の委員会を終わります。